

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年8月21日
【会社名】	株式会社エルテス
【英訳名】	Eltes Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 菅原 貴弘
【本店の所在の場所】	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号
【電話番号】	03 - 6550 - 9280(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 松林 篤樹
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号
【電話番号】	03 - 6550 - 9280(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 松林 篤樹
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券

## 【届出の対象とした募集金額】

## (第4回新株予約権)

その他の者に対する割当 17,600,000円

新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額

616,600,000円

## (第5回新株予約権)

その他の者に対する割当 15,600,000円

新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額

135,400,000円

## (第6回新株予約権)

その他の者に対する割当 1,600,000円

新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額

480,800,000円

(注) 1. 本募集は本届出書提出日に開催された当社取締役会決議に基づき、インセンティブの付与を目的として、新株予約権を発行するものであります。

2. 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

## 【安定操作に関する事項】

該当事項はありません。

## 【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【証券情報】

### 第 1 【募集要項】

#### 1 【新規発行新株予約権証券(第 4 回 新株予約権証券)】

##### (1) 【募集の条件】

発行数	2,000個(新株予約権 1 個につき100株)
発行価額の総額	17,600,000円
発行価格	新株予約権 1 個につき8,800円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1 個
申込期間	平成29年 9 月 7 日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社エルテス 管理部 東京都千代田区霞が関三丁目 2 番 5 号
割当日	平成29年 9 月 7 日
払込期日	平成29年 9 月 7 日
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 新橋中央支店 東京都港区新橋四丁目 6 番15号

(注) 1. 第 4 回新株予約権証券(以下「本第 4 回新株予約権」という。)の発行については、平成29年 8 月21日に開催された当社取締役会決議によるものであります。

2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本第 4 回新株予約権の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

3. 払込期日までに割当予定先との間で本第 4 回新株予約権の第三者割当て契約を締結しない場合、割当予定先に対する第三者割当による本第 4 回新株予約権の発行は行われなないこととなります。

4. 本第 4 回新株予約権の募集は、当社取締役に対する第三者割当の方法によります。

5. 目的となる普通株式に係る振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号

##### (2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	株式会社エルテス 普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。 なお、当社普通株式の単元株式数は、100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	200,000株 本第 4 回新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。 ただし、付与株式数は下記(注) 1. の定めにより調整を受けることがある。
新株予約権の行使時の払込金額	本第 4 回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される 1 株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。 行使価額は、金2,995円とする。 ただし、行使価額は下記(注) 2. の定めにより調整を受けることがある。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	616,600,000円 (注) 当該金額は、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額である。新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、当該金額は減少する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式 1 株の発行価格 本第 4 回新株予約権の行使により交付する当社普通株式 1 株の発行価格は、行使請求に係る各本第 4 回新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本第 4 回新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の対象株式数で除した額とする。

	<p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本第4回新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
新株予約権の行使期間	平成31年6月1日から平成36年9月6日(但し、最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日)までの期間とする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社エルテス 管理部 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号</p> <p>2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 新橋中央支店 東京都港区新橋四丁目6番15号</p>
新株予約権の行使の条件	<p>1. 新株予約権者は、平成30年2月期から平成33年2月期までの有価証券報告書に記載される報告セグメントにおけるソーシャルリスク事業のセグメント営業利益が、次の各号に掲げる各金額を超過した場合に限り、各新株予約権者に割当てられた本第4回新株予約権のうち、当該各号に掲げる割合(以下、「行使可能割合」という。)を限度として行使することができる。</p> <p>(a) 平成30年2月期及び平成31年2月期のセグメント営業利益の合計額が5億円を超過した場合 : 行使可能割合20%</p> <p>(b) 平成32年2月期及び平成33年2月期のセグメント営業利益の合計額が8億円を超過した場合 : 行使可能割合100%</p> <p>なお、上記の業績条件の判定に際しては、当該事業年度において当社がソーシャルリスク事業の単一セグメントである場合には、セグメント営業利益に代えて損益計算書(連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書)における営業利益をもって行うものとする。また、事業セグメントの変更等により上記セグメント営業利益を参照することが適切でない取締役会が判断した場合や適用する会計基準の変更等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、上記利益目標と実質的に同等なものとして別途参照すべき経営指標を取締役会にて定めるものとする。</p> <p>2. 本第4回新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式数を超過することとなるときは、当該本第4回新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>3. 各本第4回新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1. 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本第4回新株予約権の全部を無償で取得することができる。</p> <p>2. 新株予約権者が権利行使をする前に、上記「新株予約権の行使の条件」に定める規定により本第4回新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本第4回新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。

組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。</p> <p>(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。</p> <p>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。</p> <p>(5) 新株予約権を行使することができる期間 上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。</p> <p>(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。</p> <p>(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(8) その他新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。</p> <p>(9) 新株予約権の取得事由及び条件 上記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に準じて決定する。</p>
--------------------------	--

(注) 1. 付与株式数の調整

付与株式数は、本第4回新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本第4回新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本第4回新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 行使価額の調整

本第4回新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 ×  $\frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$

また、本第4回新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 ×  $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本第4回新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 本新株予約権の行使請求及び払込の方法

- (1) 本第4回新株予約権を行使請求しようとする本第4回新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座(社債、株式等の振替に関する法律(以下「振替法」という。)第131条第3項に定める特別口座を除く。)のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、これを上記表中「新株予約権の行使期間」欄の行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出し、かつ、かかる行使請求の対象となった本第4回新株予約権の数に行使価額を乗じた金額を現金にて上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできないものとする。

4. 本第4回新株予約権の行使の効力発生時期等

本第4回新株予約権の行使の効力は、(1)行使請求に必要な書類が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に到着し、かつ(2)当該本第4回新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社の指定する口座に入金された場合において、当該行使請求書にかかる新株予約権行使請求取次日に発生するものとする。なお、新株予約権の行使により本第4回新株予約権者が取得する株式に対する剰余金の配当は、会社法及び当社定款の定めにより支払うものとする。

5. 本第4回新株予約権証券の発行及び株券の発行

当社は、本第4回新株予約権に係る新株予約権証券及び行使請求による株券を発行しない。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

## 2 【新規発行新株予約権証券(第5回新株予約権証券)】

## (1) 【募集の条件】

発行数	400個(新株予約権1個につき100株)
発行価額の総額	15,600,000円
発行価格	新株予約権1個につき39,000円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成29年9月7日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社エルテス 管理部 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号
割当日	平成29年9月7日
払込期日	平成29年9月7日
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 新橋中央支店 東京都港区新橋四丁目6番15号

- (注) 1. 第5回新株予約権証券(以下「本第5回新株予約権」という。)の発行については、平成29年8月21日に開催された当社取締役会決議によるものであります。
2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本第5回新株予約権の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
3. 払込期日までに割当予定先との間で本第5回新株予約権の第三者割当て契約を締結しない場合、割当予定先に対する第三者割当てによる本第5回新株予約権の発行は行われないこととなります。
4. 本第5回新株予約権の募集は第三者割当ての方法によります。
5. 目的となる普通株式に係る振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。
- 名称：株式会社証券保管振替機構  
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## (2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	株式会社エルテス 普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。 なお、当社普通株式の単元株式数は、100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	40,000株 本第5回新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。 ただし、付与株式数は下記(注)1.の定めにより調整を受けることがある。
新株予約権の行使時の払込金額	本第5回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。 行使価額は、金2,995円とする。 ただし、行使価額は下記(注)2.の定めにより調整を受けることがある。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	135,400,000円 (注) 当該金額は、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額である。新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、当該金額は減少する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本第5回新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本第5回新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本第5回新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の対象株式数で除した額とする。 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本第5回新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

新株予約権の行使期間	平成31年6月1日から平成36年9月6日(但し、最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日)までの期間とする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社エルテス 管理部 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号</li> <li>2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該事項はありません。</li> <li>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 新橋中央支店 東京都港区新橋四丁目6番15号</li> </ol>
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 当社から本第5回新株予約権の割当を受けた者(以下、「受託者」という。)は、本第5回新株予約権を行使することができず、受託者より本第5回新株予約権の付与を受けた者(以下、「受益者」または「本第5回新株予約権者」という。)のみが本第5回新株予約権を行使できることとする。</li> <li>2. 受益者は、平成30年2月期及び平成31年2月期の有価証券報告書に記載される報告セグメントにおけるソーシャルリスク事業のセグメント営業利益の合計額が5億円を超過した場合に限り、本第5回新株予約権を行使することができる。 なお、上記の業績条件の判定に際しては、当該事業年度において当社がソーシャルリスク事業の単一セグメントである場合には、セグメント営業利益に代えて損益計算書(連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書)における営業利益をもって行うものとする。また、事業セグメントの変更等により上記セグメント営業利益を参照することが適切でないことと取締役会が判断した場合や適用する会計基準の変更等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、上記利益目標と実質的に同等なものとして別途参照すべき経営指標を取締役会にて定めるものとする。</li> <li>3. 受益者は、本第5回新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役、従業員または顧問であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</li> <li>4. 受益者が死亡した場合、その相続人は本第5回新株予約権を行使することができない。</li> <li>5. 本第5回新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式数を超過することとなるときは、当該本第5回新株予約権の行使を行うことはできない。</li> <li>6. 各本第5回新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</li> </ol>
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本第5回新株予約権の全部を無償で取得することができる。</li> <li>2. 新株予約権者が権利行使をする前に、上記「新株予約権の行使の条件」に定める規定により本第5回新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。</li> </ol>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本第5回新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該事項はありません。



組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。</p> <p>(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。</p> <p>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。</p> <p>(5) 新株予約権を行使することができる期間 上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。</p> <p>(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。</p> <p>(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(8) その他新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。</p> <p>(9) 新株予約権の取得事由及び条件 上記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に準じて決定する。</p>
--------------------------	--

(注) 1. 付与株式数の調整

付与株式数は、本第5回新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本第5回新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本第5回新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 行使価額の調整

本第5回新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 ×  $\frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$

また、本第5回新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 ×  $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本第5回新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 本第5回新株予約権の行使請求及び払込の方法

- (1) 本第5回新株予約権を行使請求しようとする本第5回新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座(社債、株式等の振替に関する法律(以下「振替法」という。)第131条第3項に定める特別口座を除く。)のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、これを上記表中「新株予約権の行使期間」欄の行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出し、かつ、かかる行使請求の対象となった本第5回新株予約権の数に行使価額を乗じた金額を現金にて上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできないものとする。

4. 本第5回新株予約権の行使の効力発生時期等

本第5回新株予約権の行使の効力は、(1)行使請求に必要な書類が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に到着し、かつ(2)当該本第5回新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社の指定する口座に入金された場合において、当該行使請求書にかかる新株予約権行使請求取次日に発生するものとする。なお、新株予約権の行使により本第5回新株予約権者が取得する株式に対する剰余金の配当は、会社法及び当社定款の定めにより支払うものとする。

5. 本第5回新株予約権証券の発行及び株券の発行

当社は、本第5回新株予約権に係る新株予約権証券及び行使請求による株券を発行しない。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

## 3 【新規発行新株予約権証券(第6回新株予約権証券)】

## (1) 【募集の条件】

発行数	1,600個(新株予約権1個につき100株)
発行価額の総額	1,600,000円
発行価格	新株予約権1個につき1,000円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成29年9月7日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社エルテス 管理部 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号
割当日	平成29年9月7日
払込期日	平成29年9月7日
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 新橋中央支店 東京都港区新橋四丁目6番15号

- (注) 1. 第6回新株予約権証券(以下「本第6回新株予約権」という。)の発行については、平成29年8月21日に開催された当社取締役会決議によるものであります。
2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本第6回新株予約権の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
3. 払込期日までに割当予定先との間で本第6回新株予約権の第三者割当て契約を締結しない場合、割当予定先に対する第三者割当による本第6回新株予約権の発行は行われないこととなります。
4. 本第6回新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。
5. 目的となる普通株式に係る振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。
- 名称：株式会社証券保管振替機構  
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## (2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	株式会社エルテス 普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。 なお、当社普通株式の単元株式数は、100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	160,000株 本第6回新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。 ただし、付与株式数は下記(注)1.の定めにより調整を受けることがある。
新株予約権の行使時の払込金額	本第6回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。 行使価額は、金2,995円とする。 ただし、行使価額は下記(注)2.の定めにより調整を受けることがある。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	480,800,000円 (注) 当該金額は、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額である。新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、当該金額は減少する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本第6回新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本第6回新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本第6回新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の対象株式数で除した額とする。

	<p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本第5回新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
新株予約権の行使期間	平成33年6月1日から平成36年9月6日(但し、最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日)までの期間とする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社エルテス 管理部 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号</p> <p>2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 新橋中央支店 東京都港区新橋四丁目6番15号</p>
新株予約権の行使の条件	<p>1. 当社から本第6回新株予約権の割当を受けた者(以下、「受託者」という。)は、本第6回新株予約権を行使することができず、受託者より本第6回新株予約権の付与を受けた者(以下、「受益者」または「本第6回新株予約権者」という。)のみが本第6回新株予約権を行使できることとする。</p> <p>2. 受益者は、平成32年2月期及び平成33年2月期の有価証券報告書に記載される報告セグメントにおけるソーシャルリスク事業のセグメント営業利益の合計額が8億円を超過した場合に限り、本第6回新株予約権を行使することができる。 なお、上記の業績条件の判定に際しては、当該事業年度において当社がソーシャルリスク事業の単一セグメントである場合には、セグメント営業利益に代えて損益計算書(連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書)における営業利益をもって行うものとする。また、事業セグメントの変更等により上記セグメント営業利益を参照することが適切でないとする取締役会が判断した場合や適用する会計基準の変更等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、上記利益目標と実質的に同等なものとして別途参照すべき経営指標を取締役に定めるものとする。</p> <p>3. 受益者は、本第6回新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役、従業員または顧問であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>4. 受益者が死亡した場合、その相続人は本第6回新株予約権を行使することができない。</p> <p>5. 本第6回新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式数を超過することとなるときは、当該本第6回新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>6. 各本第6回新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1. 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本第6回新株予約権の全部を無償で取得することができる。</p> <p>2. 新株予約権者が権利行使をする前に、上記「新株予約権の行使の条件」に定める規定により本第6回新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本第6回新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。

組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。</p> <p>(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。</p> <p>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。</p> <p>(5) 新株予約権を行使することができる期間 上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。</p> <p>(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。</p> <p>(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(8) その他新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。</p> <p>(9) 新株予約権の取得事由及び条件 上記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に準じて決定する。</p>
--------------------------	--

## (注) 1. 付与株式数の調整

付与株式数は、本第6回新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本第6回新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本第6回新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

## 2. 行使価額の調整

本第6回新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、本第6回新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本第6回新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 本第6回新株予約権の行使請求及び払込の方法

- (1) 本第6回新株予約権を行使請求しようとする本第6回新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座(社債、株式等の振替に関する法律(以下「振替法」という。)第131条第3項に定める特別口座を除く。)のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、これを上記表中「新株予約権の行使期間」欄の行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出し、かつ、かかる行使請求の対象となった本第6回新株予約権の数に行使価額を乗じた金額を現金にて上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできないものとする。

4. 本第6回新株予約権の行使の効力発生時期等

本第6回新株予約権の行使の効力は、(1)行使請求に必要な書類が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に到着し、かつ(2)当該本第6回新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社の指定する口座に入金された場合において、当該行使請求書にかかる新株予約権行使請求取次日に発生するものとする。なお、新株予約権の行使により本第6回新株予約権者が取得する株式に対する剰余金の配当は、会社法及び当社定款の定めにより支払うものとする。

5. 本第6回新株予約権証券の発行及び株券の発行

当社は、本第6回新株予約権に係る新株予約権証券及び行使請求による株券を発行しない。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

## 4 【新規発行による手取金の使途】

## (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,232,800,000	13,000,000	1,219,800,000

(注) 1. 払込金額の総額は、本第4回新株予約権、本第5回新株予約権及び本第6回新株予約権(以下、「本新株予約権」と総称します。)の発行価額の総額(34,800,000円)に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額(1,198,000,000円)を合算した金額であります。

	発行価額の総額	行使に際して払い込むべき金額の合計額
第4回新株予約権	17,600,000円	599,000,000円
第5回新株予約権	15,600,000円	119,800,000円
第6回新株予約権	1,600,000円	479,200,000円
合計	34,800,000円	1,198,000,000円

- 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
- 発行諸費用の概算額は、新株予約権の価額算定費用、インセンティブ制度・人事評価制度設計に係るコンサルティング費用等の合計額であります。
- 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。

## (2) 【手取金の使途】

本新株予約権は、当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すに当たり、当社及び当社関係会社の取締役、監査役、従業員及び顧問(以下「当社役職員等」といいます。)の一体感と結束力をさらに高め、より一層意欲及び士気の向上を図ることを目的として発行されるものであり、資金調達を目的としておりません。

なお、本新株予約権の行使の決定は受託者から本新株予約権の交付を受けた当社役職員等の判断に委ねられるため、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額は、現時点でその金額及び時期を資金計画に織り込むことは困難であります。従って、手取金は運転資金に充当する予定であります。具体的な金額については、行使による払込みがなされた時点の状況に応じて決定いたします。

また、行使による払込みがなされた以降、上記充当時期までの資金管理につきましては、銀行預金等の安定的な金融資産で運用する予定です。

## 第2 【売出要項】

該当事項はありません。



## 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

## 1 【割当予定先の状況】

## (1) 第4回新株予約権

## a. 割当予定先の概要

氏名	菅原 貴弘
住所	東京都港区
職業の内容	当社代表取締役社長

## b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社の普通株式株1,183,200株を保有しております。
人事関係	当社の代表取締役社長であります。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。

(注) 提出者と割当予定先との間の関係の欄は、本届出書提出日現在のものです。

## (2) 第5回新株予約権及び第6回新株予約権

## a. 割当予定先の概要

名称	辻・本郷税理士法人
本店所在地	東京都新宿区西新宿一丁目25番1号 新宿センタービル31階
代表者の役職及び氏名	代表社員 本郷 孔洋
資本金	6,770,000円
事業内容	会計コンサルティング、税務コンサルティングなど
主たる出資者及びその出資比率	本郷孔洋 30%、徳田孝司 15%、藤田裕 7%、木村信夫 7%

## b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係	該当事項はありません。
取引関係	当社の税務顧問であり、顧問契約に従って毎月顧問料を支払っております。

(注) 割当予定先の概要は平成29年7月31日現在、提出者と割当予定先との間の関係の欄は、本届出書提出日現在のものです。

<本インセンティブプラン導入の目的および理由>

当社は、当社及び当社関係会社の取締役、監査役、従業員及び顧問(以下「当社役職員等」といいます。)のモチベーションの維持・向上を図るとともに中長期的な企業価値向上へのインセンティブを付与することを目的として、当社代表取締役社長である菅原貴弘を委託者(以下「本委託者」といいます。)とし、当社税務顧問である辻・本郷 税理士法人を受託者(以下「本受託者」といいます。)とする時価発行新株予約権信託設定契約(以下「本信託契約」といいます。)を締結し、本信託を活用したインセンティブプラン(以下「本インセンティブプラン」といいます。)を実施いたします。本インセンティブプランは、本信託契約の内容に従って、2つの以下のプランによって構成されます。

新株予約権信託の種類	新株予約権の数	人事評価期間	信託期間満了日
第5回新株予約権	400個	平成30年2月期～平成31年2月期	平成31年6月1日
第6回新株予約権	1,600個	平成32年2月期～平成33年2月期	平成33年6月1日

本インセンティブプランでは、本信託契約の定めに従って、本委託者が本受託者に対してその手許資金を信託拠出し、本受託者が本第5回新株予約権及び本第6回新株予約権の総数を引受けるとともに信託拠出された資金を用いて当該各新株予約権の発行価額の総額を払い込むことで、各新株予約権を取得します。そして、本受託者が取得した本第5回新株予約権は信託期間の満了日(平成31年6月1日)に、本第6回新株予約権は信託期間の満了日(平成33年6月1日)において、受益者となる当社役職員等に分配されることとなります。なお、本インセンティブプランの委託者となる関係上、当社代表取締役社長である菅原貴弘は受益者の範囲には含まれません。(詳細については、下記「本インセンティブプランの概要図」をご参照ください。)

受託者より本第5回新株予約権及び本第6回新株予約権の交付を受ける者(以下、「受益者」といいます。)は、本第5回新株予約権の配分方法が規定される交付ガイドライン(以下「交付ガイドライン」といいます。)に従って指定されます。具体的には、当社役職員等は、当社が定める人事評価マニュアルに基づき、各事業年度に個人別に設定された目標の達成度合いに応じて評価(5段階評価)を受け、所属部署・役職と社内評価の結果に応じてポイントを取得します。そして、当社役職員等は、第5回新株予約権については平成30年2月期及び平成31年2月期を評価対象として、第6回新株予約権については平成32年2月期及び平成33年2月期を評価対象として、それぞれ獲得したポイント数に基づき、各々第5回新株予約権を平成31年6月1日に、第6回新株予約権を平成33年6月1日に、比例按分して交付を受けることとなります。

当社が今般採用いたしました本インセンティブプランは、現在当社に在籍している者のみならず将来採用される当社役職員等も含めて、将来の分配時点において、それまでの貢献度を考慮して本第5回新株予約権及び本第6回新株予約権の交付対象者と交付個数を決定することが可能となる点において、一般的に実施されているストック・オプションのような従来型のインセンティブプランとは異なる特徴を有するものであります。

即ち、従来型のインセンティブプランにおいては、発行会社は、新株予約権の発行時点で付与対象者及び付与対象者ごとの付与個数を決定しなければならず、役職員の過去の実績などを手掛かりに将来の貢献度を現時点で見積もって付与した結果、実際の業績貢献度に応じた適切な報酬配分とならない場合や、発行後に入社する役員等との間の不公平を避けるために、何度も新たな新株予約権を発行しなければならず、その都度煩雑な発行手続きや管理コストの負担が必要になるなどといった課題がありました。

これに対して、本インセンティブプランにおいては、一旦本受託者に対して発行された新株予約権を、本信託の趣旨に従って、人事評価期間中の当社役職員等の貢献度に応じて、将来的に分配することが可能であり、将来採用される当社役職員等に対しても新株予約権を分配することが可能となるほか、各新株予約権の交付日まで当社に勤務していた当社役職員等にも新株予約権を交付することができるため、交付日までに退職者が出た場合にも対応することが可能となるなど、従来型のインセンティブプランでは実現が困難であった柔軟な運用が可能となっております。さらに、本インセンティブプランでは、限られた個数の新株予約権を将来の貢献度に応じて当社役職員等で分配することになるため、より一層当社への貢献意欲が向上するものと期待されるとともに、優秀な人材の獲得に当たった誘引手段として機能することが期待されます。

さらに、本新株予約権には、当社のセグメント営業利益に関する業績達成条件(2期合計で5億円、8億円)が定められており、これにより当社役職員等の業績達成意欲をより一層向上させ、当該業績目標の達成を通じて、当社の企業価値・株式価値を名実ともに向上させることが期待できます。

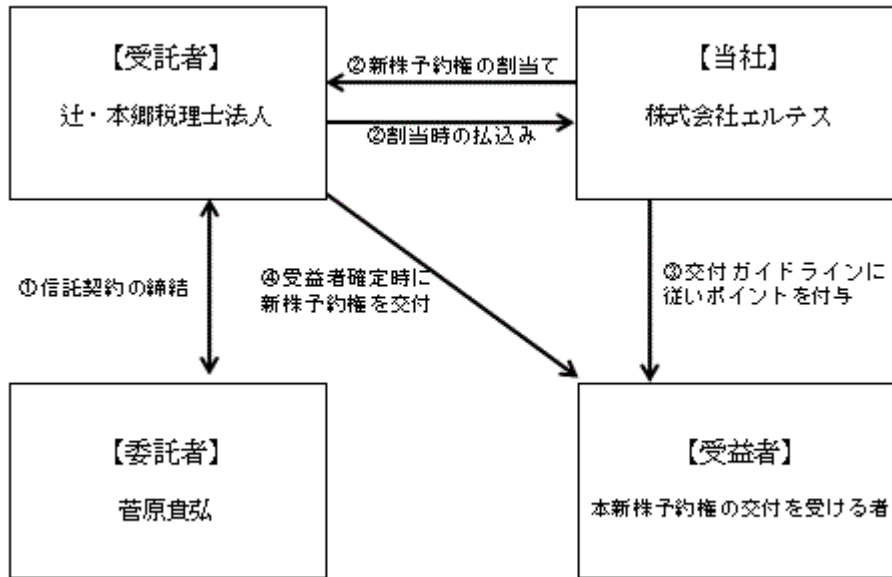
以上のことから、当社は、本インセンティブプランの導入が既存株主の皆様の利益にも資するものであると考えております。

なお、上記のとおり、本第4回新株予約権は当社代表取締役である菅原貴弘のみを割当対象としております。これは、本信託の性質上、委託者である菅原貴弘だけが本インセンティブプランの対象外となってしまうことや、当社の代表取締役である菅原貴弘に対しては、直接に新株予約権を割当てたとしても、十分な貢献を期待することができるものと考えられることを理由とするものであります。このように、信託を用いた本インセンティブプランと従来型の有償新株予約権を合わせて活用することにより、当社役職員等の全員が当社の結束力及び一体感を高め、より一層意欲及び士気を向上させてくれることを期待するものであります。

< 本信託の概要 >

名称	時価発行新株予約権信託設定契約
委託者	菅原貴弘(当社代表取締役社長)
受託者	辻・本郷税理士法人(当社税務顧問)
受益者	信託期間満了日に受益者として指定された者(受益者確定手続を経て特定されるに至ります。)
信託契約日(信託期間開始日)	平成29年8月28日
信託期間満了日 (本新株予約権の交付日)	第5回新株予約権 : 平成31年6月1日 第6回新株予約権 : 平成33年6月1日
信託の目的	本第5回新株予約権及び第6回新株予約権を受益者に引き渡すことを主たる目的とします。
受益者適格要件	本信託契約に基づき、信託期間満了日時点の当社役職員等のうち受益者として指定された者を受益者とし、それぞれ各新株予約権の分配数量を確定します。 なお、分配のための基準は、信託契約日である平成29年8月28日付で定められる予定の交付ガイドラインに規定されております。交付ガイドラインとは、信託期間満了日に本新株予約権を交付する当社役職員の範囲と数量を決定するために当社が定めた準則であり、当社は交付ガイドラインに従って当社役職員を評価し、本新株予約権の分配を行います。その内容は、上記<本インセンティブプラン導入の目的および理由>記載の通りです。

## &lt;本インセンティブプランの概要図&gt;



本委託者である菅原貴弘が本受託者である辻・本郷税理士法人との間の本信託契約に基づき本受託者へ金銭を拠出し、本信託を設定します。当社は、本信託契約に基づき、信託管理人兼受益者指定権者に就任します。なお、本インセンティブプランは、本委託者から将来の受益者に対する贈与の性格を有するものです。

当社は、本信託の設定を前提に、本届出書提出日に開催された取締役会決議に基づき、本受託者に対して本第5回新株予約権及び本第6回新株予約権を発行し、受託者である辻・本郷税理士法人は、上記で本信託に拠出された金銭を原資として、当社から当該各新株予約権を引き受けます。そして、新株予約権を引き受けた本受託者は、本信託契約に従い各新株予約権を信託期間の満了日まで保管します。

当社は、交付ガイドラインの定めに従い、人事評価期間中の当社への貢献度等に応じて、当社役員に対し交付する本新株予約権の個数を決定する基準となるポイントを付与し、当該ポイントの数に応じて各当社役員に対して交付すべき本新株予約権の個数を決定します。

本信託の信託期間満了時に、受益者が確定し、本受託者が保管していた各新株予約権が受益者に分配されます。

各新株予約権の分配を受けた受益者は、当該各新株予約権の発行要項及び取扱いに関する契約の内容に従い、新株予約権を行使して行使価額の払込みをすることで当社の普通株式を取得することができます。また、権利行使により当社株式を取得した受益者は、株主として当社株式を保有し、また、任意の時点で市場にて株式を売却することができます。

本受託者が破産・解散等した場合には、信託法第62条第1項に基づき、本信託契約に基づき新たな受託者が選任されることになります。

## c. 割当予定先の選定理由

本新株予約権は、中期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層当社役員等の意欲及び士気を向上させることを目的として、本第4回新株予約権については当社代表取締役社長である菅原貴弘に対して、本第5回新株予約権及び本第6回新株予約権については本受託者である辻・本郷税理士法人に対して有償にて発行されるものであります。なお、本第4回新株予約権が菅原貴弘に対して直接割当てられるのは、本信託の性質上、委託者が受益者となることができないことによるものです。

また、本受託者を本第5回新株予約権及び本第6回新株予約権の割当予定先として選定した理由は、以下のとおりであります。

まず、本信託では、本受託者である辻・本郷税理士法人の厚意により、受託に際して信託報酬が生じない民事信託が採用されております。営利を目的とする業としての信託(商事信託)ではない民事信託では、信託銀行又は信託会社以外でも受託者となることが許容されており、信託報酬が生じない点などにおいてインセンティブプラン全体に要するコストの額を一般的に安価に収めることが可能となります。

また、業務内容の点から見ても、本信託における本受託者の主たる業務は、信託期間中に当該本新株予約権を管理すること、信託期間満了日に本新株予約権を受益者へ分配すること及び本信託の維持に係る法人税を納付すること等に限定されているため、当社は、信託銀行又は信託会社でなくとも当該事務を遂行することは十分に可能と判断いたしました。次に、本受託者は、税理士業を業としており、本信託の受託者として必要とされる毎事業年度の納税事務を行う能力においても何ら問題はないものと判断いたしました。さらに、本受託者は、当社の税務顧問であり、当社への理解及び当社との信頼関係においても十分に信頼に足り得ると判断いたしました。

以上の理由から、当社は、辻・本郷税理士法人を本第5回新株予約権及び本第6回新株予約権の割当予定先として選定したものであります。

d. 割り当てようとする株式の数

本新株予約権の目的である株式の総数は、菅原貴弘を割当先とする本第4回新株予約権200,000株と、辻・本郷税理士法人を割当先とする本第5回新株予約権40,000株及び本第6回新株予約権160,000株の合計400,000株であります。

e. 株券等の保有方針

本第4回新株予約権の割当予定先である菅原貴弘と当社との間において、本第4回新株予約権に係る継続保有の取り決めはございません。

また、本第5回新株予約権及び本第6回新株予約権の割当予定先である辻・本郷税理士法人は、本信託契約及び交付ガイドラインに従い、各本新株予約権を信託期間満了日まで保有し、その後、受益者である当社役員等へ交付することとなっております。

f. 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先が、払込みに要する資金に相当する金銭として、本第4回新株予約権については、菅原貴弘名義の預金通帳の写しを入手することにより確認を行っております。

また、本第5回新株予約権及び本第6回新株予約権の払込みに要する資金に相当する金銭として、委託者である菅原貴弘が委託者個人資産として当初信託金を十分に保有している旨を委託者の預金通帳の写しにより確認するとともに、平成29年8月28日に締結される予定の信託契約書案を確認することによって、委託者から拠出される当初信託金を割当日において信託財産内に保有する予定である旨を確認しております。

g. 割当予定先の実態

当社は平成29年5月25日付で東京証券取引所へ提出した「コーポレートガバナンス報告書」の「内部統制システム等に関する事項2. 反社会的勢力に向けた基本的な考え方及びその整備状況」欄に記載のとおり、反社会的勢力排除のための体制を整備しており、当然のことではありますが、本第4回新株予約権の割当予定先である当社代表取締役社長の菅原貴弘は反社会的勢力と一切の関係はございません。

また、当社は、本第5回新株予約権及び本第6回新株予約権の割当予定先である辻・本郷税理士法人から、暴力団等反社会的勢力ではないこと等に関する表明・確約書を受領しております。当社においても辻・本郷税理士法人が反社会的勢力等とは一切関係がないことを独自に専門の調査機関(株式会社国際危機管理機構 東京都千代田区 代表取締役坂田育子)に調査を依頼し、確認しており、割当を受ける者と反社会的勢力との関係がないことを示す確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

## 2 【株券等の譲渡制限】

割当予定先が、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要する旨の制限が付されております。

## 3 【発行条件に関する事項】

### (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権の発行価額の決定に際して、当社から独立した第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティング(東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 代表取締役社長 野口真人)に本新株予約権の評価を依頼しました。当該第三者評価機関は、本新株予約権の回号ごとにそれぞれ以下の条件に基づいて、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって本新株予約権の評価を実施した結果として、本第4回新株予約権については1個当たり8,800円、本第5回新株予約権については1個当たり39,000円、本第6回新株予約権については1個当たり1,000円と算出しております。

#### < 第4回新株予約権 >

本新株予約権の発行に係る取締役会決議前取引日の東京証券取引所における当社株価終値2,995円/株、類似上場会社の株価変動性(ボラティリティ)平均値66.30%、配当利回り0%、無リスク利率-0.044%や本新株予約権の発行要項に定められた条件(行使価額2,995円/株、満期までの期間7年、業績条件)

#### < 第5回新株予約権 >

本新株予約権の発行に係る取締役会決議前取引日の東京証券取引所における当社株価終値2,995円/株、類似上場会社の株価変動性(ボラティリティ)平均値66.30%、配当利回り0%、無リスク利率-0.044%や本新株予約権の発行要項に定められた条件(行使価額2,995円/株、満期までの期間7年、業績条件)

#### < 第6回新株予約権 >

本新株予約権の発行に係る取締役会決議前取引日の東京証券取引所における当社株価終値2,995円/株、類似上場会社の株価変動性(ボラティリティ)平均値66.30%、配当利回り0%、無リスク利率-0.044%や本新株予約権の発行要項に定められた条件(行使価額2,995円/株、満期までの期間7年、業績条件)

当社取締役会は、かかる本新株予約権の発行価額について、第三者評価機関が評価額に影響を及ぼす可能性のある前提条件をその評価の基礎としていること、当該前提条件を反映した新株予約権の算定手法として一般的に用いられている方法で価値を算定していることから、適正かつ妥当であり有利発行に該当しないものと判断し、本新株予約権の1個当たりの払込金額を当該算出結果と同額に決定いたしました。

また、本新株予約権の行使価額については、本新株予約権発行に係る取締役会決議日の前取引日(平成29年8月18日)の東京証券取引所における普通取引の終値2,995円を参考として、当該終値と同額の1株2,995円に決定いたしました。

さらに、当社監査役全員から、発行価額が割当予定先に特に有利でないことに関し、上記算定根拠に照らして検討した結果、有利発行に該当しない旨の見解を得ております。

### (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数は400,000株(議決権数4,000個)であり、平成29年6月1日現在の当社発行済株式総数5,088,000株(議決権数50,844個)を分母とする希薄化率は7.8%(議決権の総数に対する割合は7.8%)に相当し本新株予約権の行使により相応の希薄化が生じます。

しかしながら、本新株予約権は、当社の業績拡大及び企業価値の中長期的な増大を目指すに当たり、当社役員等の一体感と結束力をさらに高め、より一層の意欲及び士気の向上を目的としております。また、あらかじめ定める時価総額及び業績に係る目標の達成が行使条件とされており、その目標が達成されることは、当社の企業価値・株主価値の向上が見込まれるものと考えております。

また、本新株予約権の行使により発行される株式の総数400,000株に対し、当社普通株式の過去6ヶ月間における1日当たり平均出来高は約250,000株であり、一定の流動性を有しております。

以上の理由により、当社といたしましては、本新株予約権の発行は、企業価値、株主価値の向上に寄与するものと見込まれ、既存株主の皆様の利益にも貢献できるものと判断しており、今回の発行数量及び株式の希薄化規模は合理的であると考えております。

## 4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

## 5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する 所有議決権 数の割合	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の 総議決権数 に対する 所有議決権 数の割合
菅原 貴弘	東京都港区	1,183,200	23.27%	1,383,200	25.22%
株式会社TSパートナーズ	東京都港区虎ノ門2-5-2	508,400	10.00%	508,400	9.27%
株式会社産業革新機構	東京都千代田区丸の内1-4-1	500,000	9.83%	500,000	9.12%
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町 1-2-10	203,200	4.00%	203,200	3.71%
辻・本郷税理士法人	東京都新宿区西新宿1-25-1	0	0%	200,000	3.65%
NTTインベストメント・ パートナーズファンド投資 事業組合	東京都港区赤坂1-12-32	166,600	3.28%	166,600	3.04%
株式会社電通	東京都港区東新橋1-8-1	125,000	2.46%	125,000	2.28%
NTTコム オンライン・ マーケティング・ ソリューション株式会社	東京都品川区大崎1-5-1	120,000	2.36%	120,000	2.19%
株式会社マイナビ	東京都千代田区一ツ橋1-1-1	83,200	1.64%	83,200	1.52%
電通デジタル投資事業 有限責任組合	東京都中央区築地1-13-1	83,200	1.64%	83,200	1.52%
計		2,972,800	58.47%	3,372,800	61.50%

(注) 1. 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成29年5月31日現在の株主名簿を基準とし、平成29年6月1日付株式分割（1株につき2株の割合）による分割後の株式数に換算して記載をしております。

2. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出にあたっては、平成29年5月31日現在の所有議決権数を、平成29年5月31日現在の総議決権数に本新株予約権の目的である株式の総数に係る議決権数を加算した数で除して算出しております。

3. 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

## 6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

## 7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

## 8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

#### 第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。



## 第二部 【企業情報】

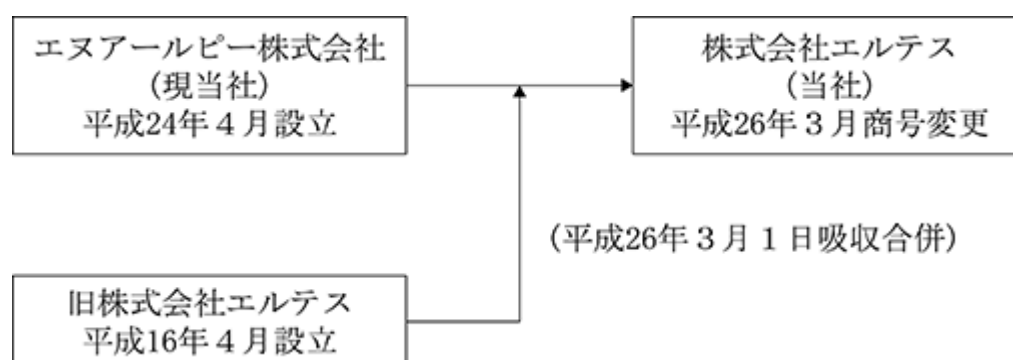
### 第1 【企業の概況】

(はじめに)

当社の前身の一つである旧(株)エルテスは、平成16年4月に企業のインターネット上でのブランディング支援を行うことを目的として設立されました。その後、事業領域を拡大し、ソーシャルリスク事業( )を主な事業としてまいりました。

一方で、エヌアールピー(株)(現在の(株)エルテス、以下「当社」という。)は、平成24年4月にWebのモニタリングシステムの開発、保守、運用業務の受託を目的として設立されました。当社は旧(株)エルテスのWebサイト作成を受託する等、事業上の連携を深めてまいりました。

こうした状況から、環境の変化に対応し得る体制の確立に向け、経営基盤の強化による経営効率の向上を図ることを目的として、平成26年3月1日付で、当社は旧(株)エルテスを吸収合併し、商号をエヌアールピー(株)から(株)エルテスに変更いたしました。



( )

インターネットの活性化に伴う風評被害、Fintechの発展に伴う金融犯罪、重要インフラのIoTに対するサイバーテロ、マイナンバー等の情報デジタル化に対するサイバーインテリジェンス等、デジタルテクノロジーの発展に応じて、その副作用として発生した、レピュテーション、情報漏洩、サイバー攻撃、金融不正、従業員不正、産業スパイ等といった新たな領域は、企業の競争にも影響を与える重大な事象であり、このような事象が発生するリスクを“デジタルリスク”と表現しております。

“デジタルリスク”の中でも、Twitter、Facebook等、Web技術の発展に伴って新たに出現したソーシャルメディアを中心としたWeb上の様々なメディアに起因する企業経営上のリスクを“ソーシャルリスク”と表現しております。

なお、企業経営に関する“リスク”については、正負両面に着眼して、「企業活動にいずれかの影響を及ぼす事象発生の不確実性」といった捉え方をする場合もありますが、例えば“ソーシャルリスク”については、負の側面を捉え、「Web上での情報流通によって被る企業活動に何らかの損害を与える事象発生の不確実性」としております。

そして、このような“ソーシャルリスク”に対してソリューションサービスを提供する事業を“ソーシャルリスク事業”としております。

## 1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
決算年月		平成25年 2月	平成26年 2月	平成27年 2月	平成28年 2月	平成29年 2月
売上高	(千円)	31,895	2,814	649,119	960,386	1,379,977
経常利益又は経常損失( )	(千円)	4,360	17,416	153,154	131,941	170,014
当期純利益又は当期純損失( )	(千円)	4,395	17,486	118,662	88,925	104,027
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)					
資本金	(千円)	1,000	1,000	164,633	504,890	751,078
発行済株式総数	(株)	1,000	1,000	14,637	22,016	2,544,000
純資産額	(千円)	10,090	7,396	208,420	977,859	1,574,263
総資産額	(千円)	15,177	2,068	361,184	1,187,006	1,927,582
1株当たり純資産額	(円)	100.91	73.96	142.39	444.16	618.81
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	(円)	( )	( )	( )	( )	( )
1株当たり当期純利益金額 又は1株当たり当期純損失金額( )	(円)	43.95	174.87	100.80	47.92	46.26
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	(円)					42.86
自己資本比率	(%)	66.48	357.55	57.70	82.38	81.67
自己資本利益率	(%)				14.99	8.15
株価収益率	(倍)					197.58
配当性向	(%)					
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)			141,198	150,210	185,850
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)			40,554	29,547	142,324
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)			198,407	661,556	467,444
現金及び現金同等物の期末残高	(千円)			155,446	937,665	1,448,635
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕	(名)	〔9〕	〔4〕	47 〔40〕	62 〔47〕	80 〔58〕

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため、記載しておりません。
4. 第2期及び第3期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
5. 第4期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であったため、期中平均株価を把握できず、かつ、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
6. 第5期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であったため、期中平均株価を把握できませんので記載しておりません。
7. 第2期、第3期及び第4期の自己資本利益率については、当期純損失であるため記載しておりません。
8. 株価収益率については、第5期までは当社株式は非上場であったため、記載しておりません。
9. 当社は第3期まではキャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
10. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は年間平均人員を〔 〕内にて外数で記載しております。
11. 第2期は決算期変更により平成24年9月1日から平成25年2月28日までの6ヶ月間であります。
12. 当社は平成26年3月1日付で、旧(株)エルテス(平成16年4月28日設立)を吸収合併しております。
13. 当社は平成28年7月30日付で普通株式1株を100株にする株式分割を行ったため、第2期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額を算定しております。
14. 第4期、第5期及び第6期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、三優監査法人により監査を受けております。なお、第2期及び第3期の財務諸表については、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)に基づき算出しており、当該監査を受けておりません。

## (参考情報)

当社の前身の一つである旧(株)エルテスは、平成16年4月に企業のインターネット上でのブランディング支援を行うことを目的として設立されました。その後、事業領域を拡大し、ソーシャルリスク事業を主な事業としてまいりました。

一方で、エヌアールピー(株)(現在の(株)エルテス、以下「当社」という。)は、平成24年4月にWebのモニタリングシステムの開発、保守、運用業務の受託を目的として設立されました。当社は旧(株)エルテスのWebサイト作成を受託する等、事業上の連携を深めてまいりました。

こうした状況から、環境の変化に対応し得る体制の確立に向け、経営基盤の強化による経営効率の向上を図ることを目的として、平成26年3月1日付で、当社は旧(株)エルテスを吸収合併し、商号をエヌアールピー(株)から(株)エルテスに変更いたしました。合併後の中核となる事業は、旧(株)エルテスより継承したものであります。

このため、参考として、旧(株)エルテスの主要な経営指標等の推移について記載しております。

回次		第9期	第10期
決算年月		平成25年2月	平成26年2月
売上高	(千円)	357,260	402,335
経常利益	(千円)	11,553	17,218
当期純利益	(千円)	3,286	10,054
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)		
資本金	(千円)	47,550	47,550
発行済株式総数	(株)	401	401
純資産額	(千円)	92,256	102,311
総資産額	(千円)	215,502	260,477
1株当たり純資産額	(円)	230,067.14	255,141.84
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	(円)	( )	( )
1株当たり当期純利益	(円)	10,308.99	25,074.70
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)		
自己資本比率	(%)	42.81	39.28
自己資本利益率	(%)	5.01	10.34
株価収益率	(倍)		
配当性向	(%)		
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)		
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)		
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)		
現金及び現金同等物の期末残高	(千円)		
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕	(名)	14 〔15〕	16 〔24〕

- (注) 1. 旧(株)エルテスは、平成26年3月1日付で当社に吸収合併されたことに伴い、消滅しております。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため、記載しておりません。
4. 第9期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
5. 第10期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であったため、期中平均株価が把握できませんので、記載しておりません。
6. 株価収益率については、当社株式は非上場であったため、記載しておりません。
7. 旧(株)エルテスは、キャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
8. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は年間平均人員を〔 〕内にて外数で記載しております。
9. 第9期及び第10期の財務諸表については、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)に基づき算出しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく三優監査法人の監査を受けておりません。

## 2 【沿革】

当社は、平成16年4月28日に設立された旧㈱エルテスを、平成26年3月1日に吸収合併すると同時に、商号をエヌアールピー㈱から㈱エルテスに変更して現在に至っております。

旧㈱エルテスは、ソーシャルリスク事業を開発し展開してきた経緯があり、合併後の中核となる事業は同社より継承したものであることから、当社が吸収合併した平成26年3月以前の旧㈱エルテスの沿革についても記載しております。

年月	概要
平成16年4月	企業のインターネット上でのブランディング支援を目的として、東京都渋谷区に旧㈱エルテス設立
平成17年5月	本社を東京都新宿区に移転
平成19年3月	ソーシャルリスクコンサルティングサービスを提供開始
平成21年7月	本社を東京都港区西新橋に移転
平成23年3月	ソーシャルリスクモニタリングサービスを提供開始
平成24年2月	大阪オフィスを大阪府大阪市北区に開設
平成24年4月	Webのモニタリングシステムの開発、保守、運用業務の受託を目的として、東京都港区西新橋に当社設立
平成24年9月	本社を東京都港区新橋に移転(旧㈱エルテス、当社)
平成25年9月	ソーシャルリスクマネジメント・クラウドサービス「エルテスクラウド」をリリース(旧㈱エルテス)
平成26年3月	経営基盤の強化による経営効率の向上を図るため、当社は旧㈱エルテスを吸収合併し、商号を「㈱エルテス」に変更  ㈱電通と資本業務提携
平成27年10月	㈱産業革新機構等からの出資534百万円により資本増強
平成28年2月	リスクインテリジェンスサービスを提供開始  デジタルリスクに関する調査・提言を行う社内シンクタンクとして「デジタルリスク総合研究所」を設立
平成28年3月	NTTコム オンライン・マーケティング・ソリューション㈱との協業によるソーシャルリスクモニタリングサービスを提供開始
平成28年5月	SOMPOリスクアマネジメント㈱と協業し、食品業界向けに総合リスクコンサルティングサービスを提供開始
平成28年11月	東京証券取引所マザーズ市場に株式を上場
平成28年12月	戦略的総合研究推進事業「CREST」の新規研究課題に採択  エストニア Reaal Süsteemid社とリスク解析分野で業務提携
平成29年2月	本社を東京都千代田区霞が関に移転

### 3 【事業の内容】

当社は、「リスクを解決する社会インフラの創出」をミッションに、リスクに特化したビッグデータ解析技術を基に、企業を中心としたあらゆる組織が晒されるリスクを解決するためのソリューションを提供しております。

スマートフォンやSNSの普及に伴い、いつでも誰でもインターネット上での情報発信ができることになりコミュニケーションは多様化しました。他方でその発展の副作用から、情報漏洩や不適切な投稿等に伴う、ネット炎上等で被害を受ける個人や企業が後を絶たない状況にあり、重要なインフラストラクチャとしてのインターネットの信頼性を回復させることが社会的な重要課題となっております。

このように、インターネットにおける風評被害、炎上、情報漏洩、サイバーアタックといったデジタルリスクは、テクノロジーの発展に伴い発生してきました。これらは、ソーシャルメディアの普及やデバイスの高度化によって、さらに加速しております。

当社は、データ解析技術とコンサルティングを通して、このようなデジタルリスクを解決し、社会的な課題を解決し、社会の危機を未然に防ぐことを目指しております。

デジタルリスクに対応するために、当社では、データ上の動きからリスクの予兆を捉える「リスクインテリジェンス」、リスク発生を早期に把握するための「リスクモニタリング」、危機発生後に速やかに顧客が適切な対応が取れるようにアドバイスする「リスクコンサルティング」の各分野において、サービスを提供しております。

特に、ソーシャルメディアを中心としたWeb上の様々なメディアに起因するソーシャルリスクを回避、解決するためのサービスをソーシャルリスク事業として展開しております。

ソーシャルリスク事業においては、当社固有のノウハウと事例研究の蓄積によって、収集したビッグデータからリスクを高精度で検知する技術を開発し、課題解決に取り組んでまいりました。

具体的には、ネット炎上を未然に防ぐためのソリューション、危機発生時の対応方法コンサルティング、レピュテーション回復のためのサービスを、顧客の課題に応じてワンストップで提供しております。

また、不正や犯罪の予知及び検知といったデジタルリスクの予兆を解析するリスクインテリジェンスサービスを開始しており、企業や組織に対し提供できるサービスの領域の拡充に努めております。

## リスクを解決する社会インフラの創出

	予兆	検知	解決
サービス名称	リスクインテリジェンス	ソーシャルリスク モニタリング	ソーシャルリスク コンサルティング
対応できる事象	情報漏洩、社内不正	ネット炎上の火種	インターネット上の レピュテーションダメージ

#### ソーシャルリスクコンサルティングサービス

ソーシャルリスクに関する危機発生後に、速やかに顧客が適切な対応が取れるようにアドバイスを行うサービスであり、リスクが顕在化している企業、組織に対しては、リスクの鎮静化に向けた緊急対応コンサルティングと事後のレピュテーション回復に向けたサービスを提供しております。

危機対応サポートとリスクアセスメントを目的とし、ネット炎上等の危機発生時に、初動を誤ることで被害が拡大することを防ぎます。これまで収集分析、蓄積してきたネット炎上事例データベース等に基づき、専任のコンサルタントがアドバイスを行い、早期に適切なリスク評価とリスクに応じた適切な対応を支援いたします。

危機発生後には、Web上にレピュテーションに関する問題が山積することになります。これらの問題に対して、適切な情報発信を促すことで、顧客企業やサービスのレピュテーション回復とブランド再構築を支援いたします。

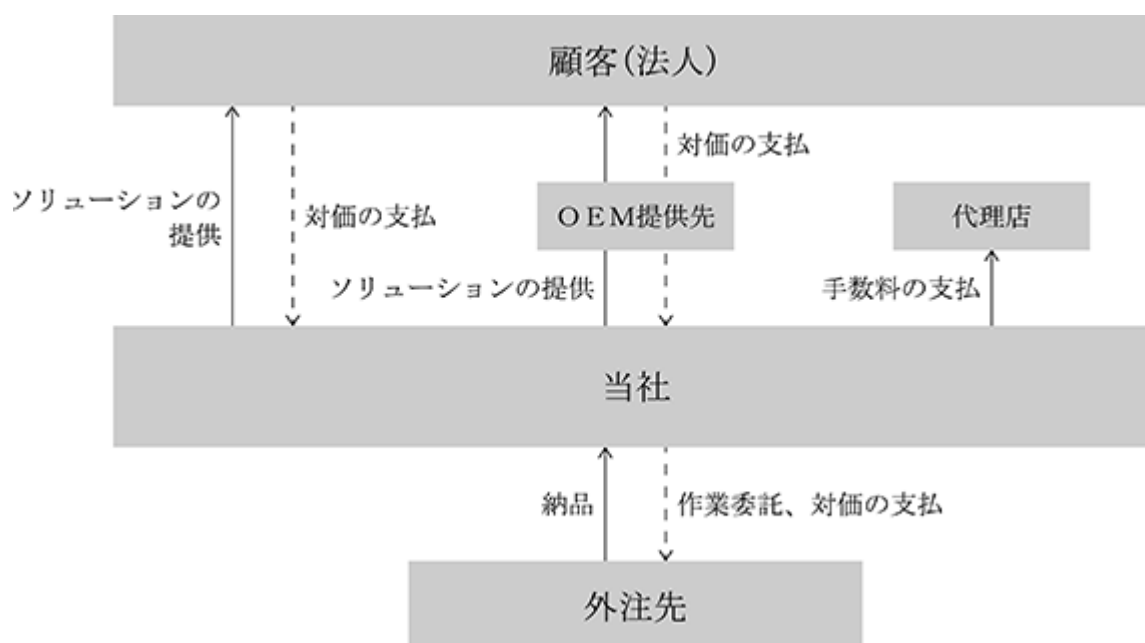
### ソーシャルリスクモニタリングサービス

ソーシャルリスクの発生を早期に検知及び把握するサービスで、24時間365日、Twitter等のSNSやネット掲示板といったソーシャルメディア上の投稿を分析し、リスクの予兆があれば緊急通知の実施や対応方法のアドバイスをを行い、危険投稿がなければ日報でご報告いたします。また、直近のトレンドを分析した月報をご提供いたします。

24時間365日体制の監視により、リスクを未然に防ぐだけでなく、実際にリスクを検知した場合には、その後どのような対応をすべきかを専任のコンサルタントがアドバイスをいたします。ソーシャルメディアの監視から緊急対応、その後の対策まで、顧客のリスクマネジメントを一貫してワンストップで支援いたします。

### リスクインテリジェンスサービス

データ上に表れる「人の動き」を解析し、デジタルリスクの予兆を捉えます。例えば、内部関係者による情報漏洩・不正会計など、組織が抱える内部不正を未然に抑止します。膨大な組織内部のシステムログや管理データから、当社独自のアルゴリズムによりリスクの高い行動パターンを認識し、危険度や緊急度の高いものは即時通知することで、未然防止に繋げることができます。データに隠れている人の興味・関心・意図を解析し、潜在的な内部不正リスクの予兆を察知する事前回避型のアプローチにより、高度なリスクマネジメント体制の構築を支援いたします。





## 4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

## 5 【従業員の状況】

## (1) 提出会社の状況

平成29年5月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
93 (59)	31.0	1.67	4,848

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。  
2. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。  
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。  
4. 当社はソーシャルリスク事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。  
5. 従業員数が最近1年間に比べ13名増加したのは、事業拡大のため採用活動及び人員体制を強化したものであります。

## (2) 労働組合の状況

当社の労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【業績等の概要】

#### (1) 業績

第6期事業年度（自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日）

当事業年度の我が国のインターネット市場においては、インターネット広告費の総広告費に占める割合が2割を超える（電通「2016年日本の広告費」）等、市場拡大が継続しております。これに関連して、日本国内におけるTwitterの月間利用者数が平成27年12月の3,500万人から平成28年9月に4,000万人を超える等ソーシャルメディアの利用者数も増加の一途を辿っております。

一方で、ソーシャルメディアでの消費者の行動や投稿を契機として企業が予期せぬリスクに晒される状況も増加しており、ソーシャルメディアを有効に活用するためにリスク管理体制の整備と強化が求められております。

このような環境の中、当社は「リスクを解決する社会インフラの創出」を経営理念として、リスクに特化したビッグデータ解析技術をベースに、SNSやブログ、検索サイトなどWeb上の様々なメディアに起因するリスクに対するソリューションを企業等に提供しております。

当事業年度におきましては、大手損害保険会社との連携によるネット炎上時の補償サービスの開発を行ったほか、顧客の特性に合わせたリスクマネジメント支援に注力するため、組織を産業種類別に再編して業種毎の営業・コンサルティング体制を構築し、付加価値の高いサービス提供を図ってまいりました。

新規領域においても、人工知能を活用した内部不正検知サービスであるリスクインテリジェンスサービスを本格的に開始し、IT先進国であるエストニアの企業との提携によるソフトウェア「Vizkey」の提供を開始する等、サービスの複層化を図りました。

これらにより、顧客が抱える課題解決に貢献することで、既存顧客の深耕や大手企業・新規顧客の獲得、競合からのリプレースを行うことができました。

また、今後の成長を見据えて、セキュリティ機能及びコーポレートブランディングの強化のため、本社移転を実施いたしました。

この結果、売上高は前年同期比43.7%増の1,379,977千円となり、営業利益は前年同期比35.8%増の183,588千円、経常利益は前年同期比28.9%増の170,014千円、当期純利益は前年同期比17.0%増の104,027千円となりました。

なお、当社はソーシャルリスク事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を行っておりません。

第7期第1四半期累計期間（自 平成29年3月1日 至 平成29年5月31日）

当社のソーシャルリスク事業が属するインターネットビジネス業界は、引き続き成長を遂げており、スマートフォンを主要なデバイスとしてソーシャルメディアの利用機会は拡大を続け、様々なサービスが展開され継続的に新たな需要が創出される状況にあります。

これに伴い、ソーシャルメディアを用いたマーケティング活動や求人活動などWeb上での企業の情報発信がますます重要視されるとともに、ソーシャルメディアにおける対応が企業評価に大きな影響を与えることから、これに起因するリスクを管理し有効に活用するため、当社サービス領域への関心も、ますます高まっております。

このような環境下、当社は「リスクを解決する社会インフラの創出」をミッションに、ソーシャルメディアに起因するリスクに係る豊富な実績とノウハウの蓄積を基に、他社との技術面や営業面での連携強化を推し進めるとともに、新規領域である企業内のログデータを分析することで情報漏洩等のリスクを予兆するリスクインテリジェンスサービスの拡販を図りました。また、新規顧客獲得のためのマーケティング関連費用やオペレーションの効率化を推進するための体制構築に先行的に費用を投下しました。

この結果、当第1四半期累計期間の売上高は382,324千円、営業損失は8,458千円、経常損失は8,542千円、四半期純損失は9,934千円となりました。

なお、当社はソーシャルリスク事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はありません。

#### (2) キャッシュ・フローの状況

第6期事業年度（自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日）

当事業年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前事業年度末に比べ510,969千円増加し、1,448,635千円となりました。当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とその要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は、185,850千円(前期比35,640千円増加)となりました。これは主に、税引前当期純利益167,646千円(前期比35,825千円増加)と増益だったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は、142,324千円(前期比112,777千円増加)となりました。これは主に、敷金の差入による支出114,719千円(前期比111,314千円増加)によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果得られた資金は、467,444千円(前期比194,112千円減少)となりました。これは主に、株式の発行による収入299,325千円(前期比332,665千円減少)、新株予約権の行使による株式の発行による収入192,000千円(前期比146,166千円増加)によるものであります。

## 2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社の事業は、提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

(2) 受注実績

当社の事業は、提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

(3) 販売実績

当事業年度における販売実績をサービスごとに示すと、次のとおりであります。

なお、当社はソーシャルリスク事業の単一セグメントであり、セグメント情報を記載していないため、サービス別に記載しております。

サービスの名称	第6期事業年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)		第7期第1四半期累計期間 (自 平成29年3月1日 至 平成29年5月31日)
	販売高(千円)	前年同期比(%)	販売高(千円)
ソーシャルリスクコンサルティングサービス	894,714	137.0	238,594
ソーシャルリスクモニタリングサービス	464,138	159.9	132,746
その他	21,124	123.7	10,982
合計	1,379,977	143.7	382,324

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

### 3 【対処すべき課題】

当社が対処すべき主な課題は、以下の項目と認識しております。

#### 当社サービスの認知度向上

今後も高い成長性を維持していくために、当社では費用対効果を見極めながら、広告宣伝活動及び広報活動に積極的に取り組んでまいります。

S N Sの利用率の増加に伴い、企業によるソーシャルメディアマーケティングも活性化しておりますが、同時にソーシャルメディアの有効活用のために、ソーシャルリスクに対する管理体制の整備運用が求められます。

このような環境下、当社サービスの拡販には、企業を取り巻くソーシャルリスクを正しく理解していただくことが重要であると考えております。当社は、通常の営業活動のほか、ソーシャルリスクに対する研究成果を各種メディアやWeb媒体などを通じて広く情報提供することにより、社会にリスクを周知し、それらに応じた適切なマネジメントを促す活動に、取り組んでおります。

また、パフォーマンスの高いサービスを提供し、顧客満足度を更に高め、信頼を得ることにより、継続的な取引をしていただき、クライアントや市場からの認知度を高めることが重要であると考えております。

#### 新サービスの開発

当社が強みとするリスク検知に特化したビッグデータ解析によるソリューションには様々な可能性があると考えており、Webの風評・情報漏洩・従業員不正・産業スパイ等、企業の競争力にも影響を与える重大なリスクを解決するための新規ビジネスの創出に取り組んでおります。

企業にとって重大な影響を与える組織内部の不正を検知するサービスについて、ログデータから内部不正の予兆を見つけ実行を阻止する事前検知型のアプローチを提供するなど、市場や顧客の潜在需要を予測し掘り起こすサービスの開発を継続的に行ってまいります。

加えて、専門性を持ったパートナーとの連携を推進することにより、新規サービスの展開や既存サービスの領域拡大を早期に図ることで、既存クライアントに付加価値の提供を拡充し、新規クライアントの獲得を図り、優良なサービスを継続的に提供していく方針です。

#### 人材の強化

継続的に企業価値を高めていくため、業容拡大に向けた人材の強化が重要であると考えております。当社事業は法人顧客が主となるため、コンサルティング部門や営業部門を更に強化していく必要があります。また、付加価値の高いサービス提供のため、ビッグデータ解析やインターネット関連の技術を持つ人員の安定的な確保も必要不可欠であります。そのため、採用による増員を行うと同時に、継続的な社員教育を行い、能力向上の機会を増やし、人材の育成及び強化を行ってまいります。

また、実力のある人材には積極的に責任のある役割を任せる等、人事制度の構築や権限委譲の促進による組織力の強化に取り組み、組織の活性化を図るとともに経営幹部候補の育成に努めてまいります。

#### 社内管理体制の強化

ステークホルダーの皆さまから信頼される企業として相応しい組織的な管理体制を安定的に運用していくことが重要であると考えており、経営の公正性や透明性を維持確保するために、内部統制システム強化に継続的に取り組んでおります。

また、人材の採用により、組織規模が拡大することが見込まれるため、社内管理体制の充実やシステム化が重要であると考えており、管理機能の補強やシステム化の推進を引き続き実施してまいります。

## 4 【事業等のリスク】

当社の事業展開上のリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項には、以下のようなものがあります。また、投資者の判断に重要な影響をおよぼす可能性のある事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から開示しております。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであり、潜在的リスクや不確定要因はこれらに限られるものではありません。

### ビッグデータの利用規制について

ソーシャルメディアの活性化などに伴い、ビッグデータ関連ビジネスが推進されております。しかしながら、法令等の制改定により、ビッグデータの利用について何らかの規制が生じた場合には、サービス提供のための情報収集やサービス提供の手法自体に何らかの制約が発生し、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

### 情報取得について

当社は、ソーシャルメディアから生成されるビッグデータをソフトウェアにより自動的に収集しております。しかしながら、ソーシャルメディアの運営側の方針により収集に制限が加えられた場合や禁止された場合には、サービスの品質が低下し、また、情報収集のための追加コストが発生し、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

### 技術開発について

Webに関連する技術革新は急速に進んでおり、機能の変更や拡充が日々求められたため、当社は継続的な技術開発に取り組んでおります。しかしながら、技術開発が想定通りに進まず、サービスが有効に機能しなくなる場合には、サービスの品質が低下し、また、対応するための追加コストが発生し、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

### 競合について

ソーシャルリスク関連市場は将来の成長が期待される市場であるため、国内外の事業者がこの分野に参入してくる可能性があります。新規参入する他社との競合状況が激化した場合には、価格の下落、又は、価格競争以外の要因でも受注を失うおそれがあり、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

### ソーシャルメディアについて

現在は、多くの企業や消費者がソーシャルメディアの積極的利用を行っており、それに伴いソーシャルリスクマネジメントに対する意識も高まっております。しかしながら、ソーシャルメディア自体が衰退し、利用者数が減少した場合には、関連する投稿数や記事数が減少し、ソーシャルメディアに起因するリスクが低下することが予想されるため、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

### 特定の人物への依存について

創業者であり代表取締役社長である菅原貴弘は、設立以来の代表者であり、経営方針や事業戦略、サービスコンセプト等についてリーダーシップを発揮しております。各事業部門のリーダーへ権限委譲を進めることで、当人に過度に依存しない経営体制の構築を進めておりますが、万が一、当人に不測の事態が生じた場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

### 人材の確保や育成について

業容拡大に伴う優秀な人材の確保と育成が重要な課題であり、実務を担うデータアナリストやエンジニアをはじめ、内部での人材育成及び外部からの人材登用に努めております。しかしながら、採用や育成に支障をきたす事態や雇用に支障をきたす事態が発生した場合には、円滑な業務の遂行及び積極的な受注活動が阻害されるおそれがあり、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### システム障害及び不具合について

当社は、24時間365日体制でサービス提供しておりますが、通信ネットワークに依存しており、サーバー等の自社設備や第三者の通信設備等のインターネット接続環境が良好に稼動することが前提であります。そのため、災害や事故による通信ネットワークの切断、サーバーの停止、コンピュータウイルスによる被害、外部からの不正侵入やソフトウェアの不具合などが生じた場合には、サービスの提供に支障をきたし、また、障害や不具合の原因が当社にあった場合には、顧客企業からの信頼度が低下し、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 情報漏洩について

当社は、顧客の営業機密や社内情報等の機密情報を扱う場合があり、情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格であるISMS「ISO/IEC27001」の認証を取得するなど、規程やマニュアル等に従った体制や教育の下で、機密情報を厳しく管理しております。しかしながら、何らかの理由により機密情報の漏洩が生じた場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### レピュテーションについて

当社は、高い公共性を有するインターネットにおいて、リスクマネジメントを支援する事業会社として、重責を負託されていることを十分に認識し社会的責任を果たすために、取引にあたり当社独自の基準を設け、社会から信頼される健全性と倫理観を常に保持するための取り組みが有効かつ継続的に機能する体制を運用しております。しかしながら、何らかの理由によりレピュテーション上のリスクが生じた場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 知的財産権について

当社が保有する知的財産権に関しては、商標登録等を行っており、今後も知的財産権の保全に積極的に取り組む予定であります。しかしながら、当社の知的財産権が第三者に侵害された場合には、解決までに多くの時間及び費用がかかる等、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

また、当社による第三者の知的財産権の侵害については、可能な範囲で調査を行い対応しております。しかしながら、当社の事業領域における第三者の知的財産権を完全に把握することは困難であり、認識せずに侵害してしまう可能性が否定できず、この場合には、当社に対する損害賠償請求や、ロイヤリティの支払要求等が行われる等、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 内部管理体制について

当社は、関係者の不正行為等が発生しないよう、国内外の法令及びルール遵守を行動基準として定め、内部監査等で遵守状況の確認を行っております。しかしながら、法令等に抵触する事態や関係者による不正行為が発生する可能性は否定できず、これらの事態が生じた場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社は、会社法の規定に従って平成28年2月15日開催の臨時株主総会決議に基づき、新株予約権を付与しております。本書提出日の前月末現在新株予約権による潜在株式数は102,000株であり、同日現在の発行済株式総数5,088,000株の2.0%に相当し、これらの新株予約権が行使された場合には、1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。

## 5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

## 6 【研究開発活動】

第6期事業年度(自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)

当社は、インターネット上で収集可能なデータをクローリングし、分析、可視化することで、顧客企業の問題解決を行うソリューションを提供するために、ビッグデータ処理技術の向上、自然言語処理技術の多言語対応、統計解析・機械学習、データビジュアライゼーションに関する研究、開発を行っております。また、技術開発や先端技術の導入を目的とした大学との共同研究を実施しており、当事業年度における研究開発費として1,388千円計上しております。

なお、当社は、ソーシャルリスクリスク事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

第7期第1四半期累計期間(自 平成29年3月1日 至 平成29年5月31日)

当第1四半期累計期間の研究開発費の総額は、5,277千円であります。

なお、当第1四半期累計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

## 7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

### (1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。財務諸表の作成に当たり、資産及び負債又は損益の状況に影響を与える会計上の見積りは、過去の実績等の財務諸表作成時に入手可能な情報に基づき合理的に判断しておりますが、実際の結果は見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社の財務諸表の作成に当たって採用している重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 重要な会計方針」に記載しております。

### (2) 経営成績の分析

第6期事業年度(自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)

#### (売上高)

当事業年度の売上高は1,379,977千円(前年同期比43.7%増)となりました。この主な要因は、ソーシャルリスクリスクモニタリングサービスが堅調に推移し、顧客数が増加したことによるものであります。

#### (売上原価)

当事業年度の売上原価は508,567千円(前年同期比58.6%増)となりました。この主な内訳は、労務費276,327千円、外注費232,239千円であります。

#### (販売費及び一般管理費)

当事業年度の販売費及び一般管理費は687,822千円(前年同期比36.3%増)となりました。この主な内訳は、給与手当186,248千円であります。

#### (営業外損益及び特別損益)

営業外損益の主な内容は株式公開費用12,209千円であります。

以上の結果、当事業年度における業績は、売上総利益871,410千円(前年同期比36.2%増)、営業利益183,588千円(前年同期比35.8%増)、経常利益170,014千円(前年同期比28.9%増)、当期純利益104,027千円(前年同期比17.0%増)となりました。

第7期第1四半期累計期間(自 平成29年3月1日 至 平成29年5月31日)

#### (売上高)

当第1四半期累計期間の売上高は382,324千円となりました。

#### (売上原価)

当第1四半期累計期間の売上原価は161,125千円となりました。

#### (販売費及び一般管理費)

当第1四半期累計期間の販売費及び一般管理費は229,656千円となりました。

(営業外損益及び特別損益)

営業外損益の主な内訳は、支払利息91千円であります。

以上の結果、当第1四半期累計期間における業績は、売上高382,324千円、営業損失8,458千円、経常損失8,542千円、四半期純損失9,934千円となりました。

### (3) 財政状態の分析

第6期事業年度(自平成28年3月1日至平成29年2月28日)

(資産)

当事業年度末の総資産は、前事業年度末に比べて、740,575千円増加し、1,927,582千円となりました。

流動資産は、前事業年度末に比べて554,166千円増加し、1,648,926千円となりました。これは主に、現金及び預金の増加(前期比510,969千円増加)、売掛金の増加(前期比39,684千円増加)によるものであります。

固定資産は、前事業年度末に比べて186,408千円増加し、278,655千円となりました。これは主に、有形固定資産の増加(前期比70,631千円増加)、敷金の増加(前期比106,990千円増加)によるものであります。

(負債)

当事業年度末の負債合計は、前事業年度末に比べて、144,171千円増加し、353,318千円となりました。

流動負債は、前事業年度末に比べて152,495千円増加し、328,302千円となりました。これは主に、未払金の増加(前期比86,679千円増加)、未払法人税等の増加(前期比56,206千円増加)によるものであります。

固定負債は、前事業年度末に比べて8,324千円減少し、25,016千円となりました。これは、長期借入金の減少(前期比8,324千円減少)によるものであります。

(純資産)

当事業年度末の純資産合計は、前事業年度末に比べて596,403千円増加し、1,574,263千円となりました。これは主に、新株の発行により資本金および資本剰余金が、それぞれ246,188千円増加したこと、利益剰余金の増加104,027千円によるものであります。

なお、純資産の内訳は、資本金751,078千円、資本剰余金727,528千円、利益剰余金95,656千円であります。

第7期第1四半期累計期間(自平成29年3月1日至平成29年5月31日)

(資産)

当第1四半期会計期間末における総資産は1,728,597千円となり、前事業年度末に比べ198,984千円減少いたしました。この主な減少要因は現金及び預金の減少181,664千円、その他の流動資産の増加16,981千円、投資その他の資産の減少24,272千円によるものであります。

(負債)

当第1四半期会計期間末における負債は161,268千円となり、前事業年度末に比べ189,049千円減少いたしました。この主な減少要因は、未払法人税等の減少69,767千円、その他の流動負債の減少113,958千円によるものであります。

(純資産)

当第1四半期会計期間末における純資産は1,564,328千円となり、前事業年度末に比べ9,934千円減少いたしました。この減少要因は、利益剰余金の減少によるものであります。

### (4) キャッシュ・フローの分析

「第2 事業の状況 1業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

### (5) 経営戦略の現状と見通し

当社は、リスクに特化したビッグデータ解析力を基に、顧客の特性に応じたソーシャルリスクマネジメントをワンストップで支援するサービスを展開しております。ソーシャルメディアの多様化や伝播力の拡大による、ソーシャルメディアマーケティングの活性化とリスクマネジメントに対する意識の向上に伴い、当社の新規顧客数が増加しております。今後も、引き続きソーシャルリスク事業に経営資源を投下し、付加価値の向上、顧客数増加に合わせた提供体制及び営業体制の強化に努め、事業の拡大と収益力の強化を図ってまいります。

### (6) 経営成績に重要な影響を与える要因について

「第2 事業の状況 4事業等のリスク」に記載のとおりであります。



(7) 経営者の問題認識と今後の方針

「第2 事業の状況 3 対処すべき課題」に記載のとおりであります。

### 第3 【設備の状況】

#### 1 【設備投資等の概要】

第6期事業年度(自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)

当事業年度の設備投資総額は109,591千円であり、その主なものは本社移転に伴う資産の取得87,794千円でありま  
す。当事業年度の重要な設備の除却、売却等はありません。

なお、当社はソーシャルリスク事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

第7期第1四半期累計期間(自 平成29年3月1日 至 平成29年5月31日)

当第1四半期累計期間において、重要な設備の取得、除却、売却等はありません。

なお、当社はソーシャルリスク事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

#### 2 【主要な設備の状況】

平成29年2月28日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
		建物 附属 設備	車両 運搬具	工具 器具 備品	ソフト ウェア	合計	
本社 (東京都千代田区)	本社機能	74,752	3,073	13,389	18,047	109,262	72 (58)
大阪オフィス (大阪府大阪市中央区)	支店機能	387				387	8 (0)

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。  
2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。  
3. 本社建物と大阪オフィス建物は賃借しております。年間賃借料は、本社建物は63,945千円、大阪オフィス  
建物は2,490千円であります。  
4. 従業員数の( )は平均臨時雇用者数を外書しております。  
5. 当社は、ソーシャルリスク事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

#### 3 【設備の新設、除却等の計画】

##### (1) 重要な設備の新設等

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
		総額 (千円)	既支払額 (千円)				
本社 (東京都千代田区)	ソフトウェア	30,000	8,929	自己資金	平成28年 11月	平成30年 (注)2	(注)3

- (注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。  
2. 完成予定年月につきましては、平成30年2月期中の完成を予定しており、月は未定であります。  
3. 完成後の増加能力につきましては、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

##### (2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	17,600,000
計	17,600,000

(注) 平成29年4月12日開催の取締役会決議により、平成29年6月1日付で株式分割に伴う定款の変更が行われ、発行可能株式総数は8,800,000株増加し、17,600,000株となっております。

##### 【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	5,088,000	東京証券取引所 (マザーズ)	単元株式数は100株 であります。
計	5,088,000		

(注) 平成29年4月12日開催の取締役会決議により、平成29年6月1日付で1株を2株に株式分割致しました。

## (2) 【新株予約権等の状況】

## 新株予約権

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

## 第3回新株予約権(平成28年2月15日臨時株主総会決議及び平成28年2月15日取締役会決議)

	最近事業年度末現在 (平成29年2月28日)	提出日の前月末現在 (平成29年7月31日)
新株予約権の数(個)	570(注)1	510(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	57,000(注)1、3	102,000(注)1、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,200(注)2、3	600(注)2、3
新株予約権の行使期間	平成30年3月1日～ 平成38年2月14日	平成30年3月1日～ 平成38年2月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,200(注)3 資本組入額 600(注)3	発行価格 600(注)3 資本組入額300(注)3
新株予約権の行使の条件	当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。 新株予約権を引受けた者は、権利行使時において、当社の取締役、監査役及び従業員の地位を保有していることとする。 新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。 新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。	当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。 新株予約権を引受けた者は、権利行使時において、当社の取締役、監査役及び従業員の地位を保有していることとする。 新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。 新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	(注)4

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てております。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げております。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げております。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 平成28年7月6日開催の取締役会決議により、平成28年7月30日付で1株を100株に株式分割いたしました。また、平成29年4月12日開催の取締役会決議により、平成29年6月1日付で1株を2株に株式分割いたしました。これらにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以下総称して「組織再編行為」という。)をする場合、合併後存続する株式会社または合併により設立す

る株式会社、吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社、または、株式移転により設立する株式会社(以下総称して「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の方針にて交付するものとしております。ただし、以下の方針に沿う記載のある吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画の承認議案につき当社株主総会の承認を受けた場合に限るものとしております。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数(以下「承継後株式数」という。)とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

新株予約権を行使することができる期間

前述の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、この場合、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、行使価額につき合理的な調整がなされた額に、承継後株式数を乗じた額とする。

その他の新株予約権の行使の条件

前述の「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

新株予約権の取得事由

当社は、当社取締役会が定める日が到来することをもって、新株予約権の全部または一部を無償で取得することができる。なお、新株予約権の一部を取得する場合には、当社取締役会の決議によりその取得する新株予約権の一部を定める。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

### (3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

## (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金 残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成26年3月1日 (注)1	9,142	10,142	47,550	48,550	25,000	25,000
平成26年3月31日 (注)2	1,225	11,367	49,000	97,550	49,000	74,000
平成26年9月1日～ 平成26年11月30日 (注)3	1,220	12,587	13,377	110,927	13,377	87,377
平成26年12月19日 (注)4	800	13,387	40,000	150,927	40,000	127,377
平成27年1月1日～ 平成27年2月28日 (注)3	1,250	14,637	13,706	164,633	13,706	141,083
平成27年3月1日～ 平成27年4月30日 (注)3	2,090	16,727	22,916	187,550	22,916	164,000
平成27年10月2日 (注)5	4,456	21,183	267,360	454,910	267,360	431,360
平成27年11月27日 (注)6	833	22,016	49,980	504,890	49,980	481,340
平成28年7月30日 (注)7	2,179,584	2,201,600		504,890		481,340
平成28年11月28日 (注)8	150,000	2,351,600	123,510	628,400	123,510	604,850
平成28年12月30日 (注)9	32,400	2,384,000	26,678	655,078	26,678	631,528
平成29年2月21日 (注)3	160,000	2,544,000	96,000	751,078	96,000	727,528
平成29年6月1日 (注)10	2,544,000	5,088,000		751,078		727,528

(注)1．吸収合併に伴う新株発行によるものであります。

被合併会社 旧(株)エルテス 合併比率 1株：22.8株

なお、旧(株)エルテスの吸収合併に伴い、合併当日における旧(株)エルテスの株主に当社株式を交付いたしました。交付先は菅原貴弘、小林稔忠、瓜生健太郎、池田弘、Hero Holdings(株)、アントレプレナー投資事業組合であります。

2．第三者割当増資によるものであります。

発行価格80,000円 資本組入額40,000円

割当先 (株)電通625株、ドコモ・イノベーションファンド投資事業組合600株

3．新株予約権の行使によるものであります。

4．第三者割当増資によるものであります。

発行価格100,000円 資本組入額50,000円

割当先 みずほ成長支援投資事業有限責任組合500株、(株)コーエーテクモキャピタル200株、香川証券(株)100株

5．第三者割当増資によるものであります。

発行価格120,000円 資本組入額60,000円

割当先 (株)産業革新機構2,500株、(株)マイナビ416株、電通デジタル投資事業有限責任組合416株、J A I C - ブリッジ2号投資事業有限責任組合125株、岩手新事業創造ファンド1号投資事業有限責任組合125株、N B Cエンジェルファンド1号投資事業有限責任組合41株、(株)T Sパートナーズ 833株

6．第三者割当増資によるものであります。

発行価格120,000円 資本組入額60,000円

割当先 N T T インベストメント・パートナーズファンド投資事業組合833株

7．株式分割(1：100)によるものであります。

8．有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)によるものであります。

発行価格1,790円 引受価額1,646.80円 資本組入額823.40円

9. 有償第三者割当(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)によるものであります。

割当価格1,646.80円 資本組入額823.40円 割当先(株)S B I証券

10. 株式分割(1:2)によるものであります。

(5) 【所有者別状況】

平成29年5月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	1	21	41	14	2	2,663	2,742	
所有株式数(単元)	-	1,016	1,257	8,988	385	3	13,773	25,422	1,800
所有株式数の割合(%)	-	3.99	4.94	35.35	1.51	0.01	54.17	100	

(注) 当社は、平成29年6月1日付で普通株式1株を2株に株式分割しておりますが、所有者別状況につきましては株式分割前の所有株式数を記載しております。

(6) 【大株主の状況】

平成29年5月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
菅原 貴弘	東京都港区	591	23.25
株式会社TSパートナーズ	東京都港区新橋5-4-2-1401	254	9.99
株式会社産業革新機構	東京都千代田区丸の内1-4-1	250	9.82
日本証券金融株式会社	東京都中央区茅場町1-2-10	101	3.99
NTTインベストメント・パートナーズファンド投資事業組合	東京都港区赤坂1-12-32	83	3.27
株式会社電通	東京都港区東新橋1-8-1	62	2.45
NTTコム オンライン・マーケティングソリューション株式会社	東京都品川区大崎1-5-1	60	2.35
株式会社マイナビ	東京都千代田区一ツ橋1-1-1	41	1.63
電通デジタル投資事業有限責任組合	東京都中央区築地1-13-1	41	1.63
株式会社アドベンチャー	東京都港区白金第2-26-10	40	1.57
計	-	1,526	59.99

(注) 1. 発行済株式総数に対する所有株式数の割合は小数点第2位未満を切り捨てて表示しております。

2. 当社は、平成29年6月1日付で普通株式1株を2株に株式分割しておりますが、大株主の状況につきましては株式分割前の所有株式数を記載しております。

## (7) 【議決権の状況】

## 【発行済株式】

平成29年5月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,542,200	25,422	
単元未満株式	普通株式 1,800		
発行済株式総数	2,544,000		
総株主の議決権		25,422	

(注) 当社は、平成29年6月1日付で普通株式1株を2株に分割しておりますが、発行済株式数は株式分割前の株式数及び議決権の数を記載しております。

## 【自己株式等】

該当事項はありません。

## (8) 【ストックオプション制度の内容】

当社は新株予約権方式によるストック・オプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき、新株予約権を発行する方法によるものであります。当該制度の内容は、以下のとおりであります。

## 第3回新株予約権(平成28年2月15日臨時株主総会決議及び平成28年2月15日取締役会決議)

決議年月日	平成28年2月15日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3 当社従業員 24
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 平成29年7月31日現在の付与対象者は、退職等により、当社取締役2名、当社従業員21名であり、株式交付予定数は15,000株失効し、102,000株であります。



## 2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

### (1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

### (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

### 3 【配当政策】

当社は、事業展開のための内部留保の充実と成長に応じた利益還元を重要な経営課題であると認識しております。当社は現在、成長過程にあると認識しており、獲得した資金については、優先的にシステム等の設備投資、人材の採用及び育成投資などの重要な事業投資に充てるため、会社設立以来、第6期事業年度を含めて配当は実施しておりません。

今後は、収益力の強化や安定的な事業基盤の確立に努め、内部留保の充実状況、業績、当社を取り巻く事業環境、今後の事業展開を勘案し、その都度適正な経営判断を行い、配当を決定していく方針であります。

なお、当社は、剰余金を配当する場合には、期末配当の年1回を基本的な方針としておりますが、会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会となります。財務体質の強化と今後の事業展開に備えた内部留保の充実を図りつつ、業績や業況等を総合的に勘案し、配当の実施を判断させて頂く予定です。

### 4 【株価の推移】

#### (1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
決算年月	平成25年2月	平成26年2月	平成27年2月	平成28年2月	平成29年2月
最高(円)					9,670
最低(円)					4,970

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおける株価を記載しております。

2. 当社は平成28年11月29日に東京証券取引所マザーズに上場したため、それ以前については該当事項はありません。

#### (2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成29年2月	3月	4月	5月	6月	7月
最高(円)	9,670	11,000	8,770	9,090 4,515	4,110	3,820
最低(円)	6,920	7,600	5,850	6,910 4,010	3,400	3,100

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおける株価を記載しております。

2. 印は、株式分割（平成29年6月1日、1株 2株）による権利落後の最高・最低株価を示しております。

## 5 【役員 の 状況】

男性6名 女性1名(役員のうち女性の比率14.3%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役	社長	菅原 貴弘	昭和54年 12月23日	平成16年4月 平成24年4月 旧(株)エルテス設立代表取締役 当社設立代表取締役社長(現任)	3	1,183,200
取締役	管理部長	松林 篤樹	昭和44年 10月14日	平成5年4月 平成16年12月 大倉商事(株)入社 あずさ監査法人(現 有限責任あずさ監査法人)入所 当社入社取締役管理部長(現任)	3	40,000
取締役		畑山 卓美	昭和24年 6月20日	昭和48年4月 平成12年8月 日本銀行入行 デロイトトーマツコンサルティング(株)(現 アビームコンサルティング(株))顧問 平成16年2月 平成29年5月 (株)アートシステムズ代表取締役(現任) 当社取締役(現任)	4	-
取締役		小関 誠	昭和26年 5月15日	昭和50年4月 平成50年10月 平成9年1月 平成16年7月 平成18年4月 平成22年7月 三井造船(株)入社 A I U保険会社入社 同社常務執行役員 A I Gスター生命(株)専務取締役 チューリッヒ・インシュアランス・カンパニー 日本における代表者 チャーティス・ファー・イースト・ホールディングス(株)(現 A I Gジャパン・ホールディングス(株))取締役専務執行役員 A I U損害保険(株)代表取締役社長 同社代表取締役副会長 平成25年4月 平成28年12月 平成29年5月 当社取締役(現任)	4	-
常勤監査役		奥山 成美	昭和54年 8月12日	平成12年4月 平成17年12月 平成26年5月 平成27年5月 三菱電機情報ネットワーク(株)(現 三菱電機 インフォメーションネットワーク(株))入社 あずさ監査法人(現 有限責任あずさ監査法人)入所 奥山成美公認会計士事務所設立所長(現任) 当社監査役(現任)	5	10,000
監査役		本橋 広行	昭和49年 8月15日	平成9年4月 平成24年9月 平成24年12月 平成25年9月 平成26年3月 平成27年7月 平成29年3月 朝日監査法人(現 有限責任あずさ監査法人) 入所 本橋公認会計士事務所設立所長(現任) (株)みんなのウェディング監査役 旧(株)エルテス監査役 当社監査役(現任) (株)アグリクラスター取締役(現任) (株)ステイト・オブ・マインド取締役(現任)	5	10,000
監査役		高橋 宜治	昭和26年 4月18日	昭和49年4月 平成6年2月 平成8年9月 平成14年4月 平成25年9月 平成26年3月 (株)日本リクルートセンター(現 (株)リクルート ホールディングス)入社 (株)セガ・エンタープライゼス(現 (株)セガ ゲームス)入社 (株)ワイズ・ステージ設立代表取締役 (株)ニッセン(現 (株)ニッセンホールディング ス)監査役 旧(株)エルテス監査役 当社監査役(現任)	5	10,000
計						1,253,200

- (注) 1. 取締役畑山 卓美、小関 誠は、社外取締役であります。
2. 監査役奥山 成美、本橋 広行及び高橋 宜治は、社外監査役であります。
3. 平成28年7月29日開催の臨時株主総会終結の時から、平成30年2月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
4. 平成29年5月25日開催の定時株主総会終結の時から、平成30年2月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
5. 平成28年7月29日開催の臨時株主総会終結の時から、平成32年2月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
6. 当社は、意思決定の迅速化、経営責任を明確にするため、執行役員制度を導入しております。執行役員は以下のとおりであります。

役名	職名	氏名
執行役員	経営企画室長	五十嵐 洋次
執行役員	ソリューションプランニング本部長	石橋 摩澄
執行役員	パブリック事業部長	平野 元希

## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

#### コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営の効率化を図ると同時に、経営の健全性、透明性及びコンプライアンスを高めていくことが、長期的に企業価値を向上させていくと考えており、それによって、株主をはじめとした多くのステークホルダーへの利益還元ができると考えております。経営の健全性、透明性及びコンプライアンスを高めるために、コーポレート・ガバナンスの充実を図りながら、経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応できる組織体制を構築することが重要な課題であると位置づけ、会社の所有者たる株主の視点を踏まえた効率的な経営を行っております。

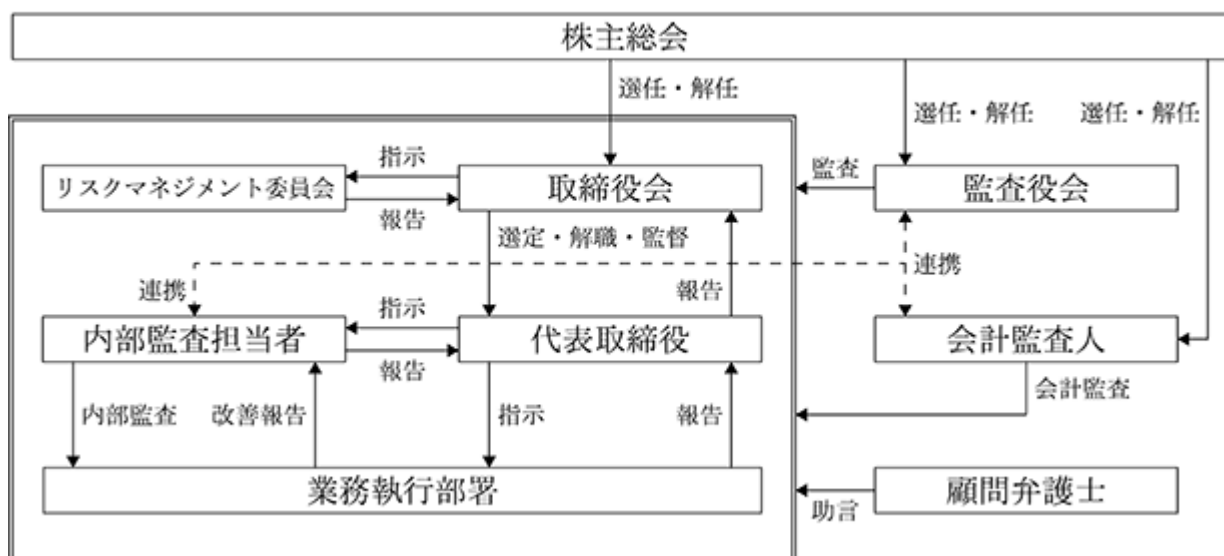
#### 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

##### イ 会社の機関の基本説明及びその採用理由

当社は、企業規模や事業内容から、会社法に基づく機関として、株主総会、取締役会及び監査役会を設置することとし、各機関が相互連携することにより、経営の健全性・効率性を確保できるものと判断しております。

ロ 当社の機関体制の模式図は次のとおりであります。

#### コーポレートガバナンス体制図



#### ハ 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

##### a 取締役及び取締役会

当社の取締役会は、取締役4名（うち社外取締役2名）で構成され、会社の事業運営に関する重要事項、法令で定められた事項に関する意思決定を行っております。原則として、毎月1回の取締役会の開催に加え、必要に応じて、臨時取締役会をその都度開催しております。

##### b 監査役及び監査役会

当社の監査役会は、監査役3名（うち社外監査役3名）で構成され、監査役監査基準・計画に基づき、重要会議の出席、取締役の法令・規程等の遵守状況の把握や、会計監査人の監査計画の把握、内部監査状況の把握を行い、監査の実効性確保に努めております。

##### c 内部統制システムの整備の状況

当社では、各種社内規程を整備し、規程遵守の徹底を図っております。また、財務報告に係る内部統制基本方針を定め、内部統制システムが有効に機能するための体制を整備しております。

## 二 内部監査、監査役監査の状況

内部監査につきましては、独立した内部監査部門は設けておりませんが、代表取締役社長が指名する内部監査担当者1名が所属する部署を除き、年度計画に基づき内部監査業務を実施しております。内部監査担当者が所属する部署については、代表取締役社長が別部署から任命し、相互に牽制する体制としております。会社の財産及び業務を適正に把握し、業務執行が法令や社内規程に違反することのないよう、内部牽制体制を構築するとともに、定期的に内部監査を実施しており、監査の結果を代表取締役社長に報告し、改善の必要がある場合は是正指示を出しております。

監査役監査につきましては、原則、全ての取締役会に出席すると同時に、社長、取締役、重要な使用人との意見交換や重要書類の閲覧等を行うことで、取締役と同水準の情報に基づいた監査が実施できる環境を整備しております。また、内部監査担当者が、内部監査の計画及び結果等に関して監査役会に報告し、意見交換をする等、監査役会との連携を構築しております。監査役、内部監査担当者及び会計監査人は、各監査機関での監査計画・監査結果の報告等、情報共有のための意見交換を定期的に行い、緊密な相互連携の強化に努めております。

## ホ 会計監査の状況

当社は、三優監査法人と監査契約を締結し、監査を受けております。当社と同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員との間には、特別な利害関係はありません。

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は業務執行社員杉田純、岩田亘人、井上道明であり、会計監査業務に係る補助者は、公認会計士7名、その他2名であります。

なお、継続監査年数については、3名ともに7年以内であるため、記載を省略しております。

## ヘ 社外取締役及び社外監査役の状況

当社は、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針を特段定めておりませんが、(株)東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等を参考にしております。

社外取締役は、原則として毎月1回開催される取締役会に出席し、経営の状況等をモニタリングするとともに、事業判断上、必要とする助言や意見交換を行います。

社外監査役は、原則として毎月1回開催される取締役会及び監査役会に出席し、取締役の業務執行の状況を監査するほか、内部監査の状況、会計監査人による監査の状況を把握するとともに、内部統制システムの整備・運用状況を監査し、必要に応じてそれぞれと連携をとり、業務の適正化を図っております。

社外取締役畑山 卓美氏は、独立系コンサルタントとして、流通系企業の銀行創業支援及び大手通信会社の資金決済登録支援等を実施し、コンサルティング会社顧問のほか、金融当局、大手監査法人などの顧問を歴任していることから、公正かつ客観的な見地からの確かな助言によって当社のコーポレート・ガバナンスの強化に貢献して頂けると判断し、社外取締役に選任しております。同氏は、(株)アートシステムズの代表取締役であります。同社と当社との間には取引関係はありません。同氏と当社の間にはその他の人的関係、取引関係及びその他の利害関係は有りません。

社外取締役小関 誠氏は、保険業における長年の経験及び経営者としての幅広い見識を有していることから、公正かつ客観的な見地からの確かな助言によって当社のコーポレート・ガバナンスの強化に貢献して頂けると判断し、社外取締役に選任しております。同氏と当社の間には人的関係、取引関係及びその他の利害関係は有りません。

社外監査役3名は、それぞれ豊富な経営管理の経験と知識、公認会計士としての豊富な実務経験と専門的知識等を有しており、経営監視機能の客観性及び中立性を確保するため選任しております。

社外監査役奥山 成美氏は、公認会計士としての専門的な知見と監査法人における豊富な経験を有しており、ガバナンス上の課題や適切な内部統制構築に係る助言・提言に加えて、幅広い見識を当社の監査に反映して頂けることを期待して監査役に招聘したものであります。なお、同氏は当社の株式を保有しております。同氏と当社の間にはその他の人的関係、取引関係及びその他の利害関係は有りません。

社外監査役本橋 広行氏は、公認会計士としての長年の実務経験と豊富な知識及び情報通信企業における監査役の経験を有しており、当社が成長していく過程での組織構築やガバナンス上の課題を解決するための助言・提言を期待して監査役に招聘したものであります。なお、同氏は当社の株式を保有しております。同氏と当社の間にはその他の人的関係、取引関係及びその他の利害関係は有りません。

社外監査役高橋 宜治氏は、長年の実務経験と豊富な知識及び上場会社での監査役としての経験を有しており、当社の適切な組織運営に関する助言・提言を期待して監査役に招聘したものであります。なお、同氏は当社の株式を保有しております。同氏と当社の間にはその他の人的関係、取引関係及びその他の利害関係は有りません。

#### リスク管理体制の整備の状況

リスク管理については「リスクマネジメント規程」に基づき、効果的かつ総合的に実施しております。経営をめぐる各種リスクについての総括的管理体制として「リスクマネジメント委員会」を設置し、各種リスクへの対応状況を検討し定期的な評価と新たなリスクの特定を行い、対応策を実施することによりリスク解決を図るとともに、必要に応じて取締役会に報告される体制をとっております。

また、社外監査役及び顧問弁護士を通報窓口とする内部通報制度を制定しております。組織的又は個人的な法令違反いし不正行為に関する通報等について、適正な処理の仕組みを定めることにより、不正行為等による不祥事の防止及び早期発見を図っております。高度な判断が必要とされるリスクが発見された場合には、必要に応じて弁護士、公認会計士、弁理士、社会保険労務士等の外部専門家及び関係当局等からの助言を受ける体制を構築しております。

更に、法令遵守の構築を目的として「コンプライアンス規程」を定め、役員及び従業員の法令及び社会規範の遵守の浸透、啓発を図っております。なお、内部監査を実施し、リスク管理体制の評価を行うとともに、潜在的なリスクの発生状況を監査します。経営に重大な影響を与える危機が発生した場合は、代表取締役社長を責任者とした対策本部を設置し、損失を最小限に抑えるとともに早期の回復に努めます。

#### 役員の報酬等

##### イ 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	39,350	39,350	-	-	-	3
監査役 (社外監査役を除く)	-	-	-	-	-	-
社外取締役	8,400	8,400	-	-	-	3
社外監査役	9,600	9,600	-	-	-	3

##### ロ 提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

#### 八 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

#### 二 役員の報酬等の額の決定に関する基本方針

取締役の報酬額は、平成26年1月31日開催の臨時株主総会において年額100,000千円以内と定められております。また、監査役の報酬額は、平成26年1月31日開催の臨時株主総会において年額30,000千円以内と定められております。これらの報酬額の決定は、役割、会社への貢献度等を勘案して決定しております。

#### 株式の保有状況

##### イ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

銘柄数 1銘柄  
貸借対照表計上額の合計額 20,000千円

##### ロ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

該当事項はありません。

八 保有目的が純投資目的である投資株式  
該当事項はありません。

取締役の定数

当社の取締役の定数は5名以内とする旨定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び選任決議は、累積投票によらない旨を定めております。また、解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

社外取締役及び監査役との責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)及び監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。

株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項に基づき、取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会の決議をもって、取締役(取締役であった者を含む)及び監査役(監査役であった者を含む)の損害賠償責任を法令の限度において、免除することができる旨を定款に定めております。

中間配当

当社は、会社法第454条第5項に基づき、取締役会の決議によって毎年8月31日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

## (2) 【監査報酬の内容等】

## 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
6,500		9,500	2,000

## 【その他重要な報酬の内容】

(最近事業年度の前事業年度)

該当事項はありません。

(最近事業年度)

該当事項はありません。

## 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(最近事業年度の前事業年度)

該当事項はありません。

(最近事業年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、「監査人から引受事務幹事会社への書簡(コンフォートレター)」作成業務及び「上場申請のための有価証券報告書」作成に関する助言・指導業務であります。

## 【監査報酬の決定方針】

当社の事業規模や特性に照らして監査計画、監査内容、監査日数を勘案し、双方協議のうえで、監査役会の同意を得て監査報酬を決定しております。



## 第5 【経理の状況】

### 1 財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

- (1)当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。
- (2)当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

- (1)当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(平成28年3月1日から平成29年2月28日まで)の財務諸表について、三優監査法人により監査を受けております。
- (2)当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間(平成29年3月1日から平成29年5月31日まで)及び第1四半期累計期間(平成29年3月1日から平成29年5月31日まで)に係る四半期財務諸表について、三優監査法人による四半期レビューを受けております。

### 3 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び四半期連結財務諸表を作成しておりません。

### 4 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての確に対応できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、専門的な情報を有する団体等が主催する研修・セミナーへの参加等を行っております。

## 1 【財務諸表等】

## (1) 【財務諸表】

## 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年2月29日)	当事業年度 (平成29年2月28日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	937,665	1,448,635
受取手形	32,498	17,347
売掛金	106,995	146,680
前払費用	12,924	25,062
繰延税金資産	7,265	14,773
その他		245
貸倒引当金	2,588	3,817
流動資産合計	1,094,760	1,648,926
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物附属設備	27,110	76,302
減価償却累計額	10,116	1,162
建物附属設備（純額）	16,994	75,140
車両運搬具		4,607
減価償却累計額		1,534
車両運搬具（純額）		3,073
工具、器具及び備品	8,341	16,408
減価償却累計額	4,365	3,019
工具、器具及び備品（純額）	3,976	13,389
有形固定資産合計	20,970	91,602
<b>無形固定資産</b>		
ソフトウェア	13,228	18,047
その他	59	59
無形固定資産合計	13,287	18,106
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券	20,000	20,000
破産更生債権等	3,015	2,889
長期前払費用	4,275	5,561
繰延税金資産	4,095	6,766
敷金	29,398	136,388
その他		16
貸倒引当金	2,795	2,675
投資その他の資産合計	57,988	168,946
<b>固定資産合計</b>	92,246	278,655
<b>資産合計</b>	1,187,006	1,927,582

(単位:千円)

	前事業年度 (平成28年2月29日)	当事業年度 (平成29年2月28日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	8,149	14,896
1年内返済予定の長期借入金	20,004	16,656
未払金	42,166	128,845
未払費用	34,479	49,629
未払法人税等	17,529	73,736
前受金	16,357	18,246
預り金	1,938	3,559
その他	35,182	22,732
流動負債合計	175,807	328,302
固定負債		
長期借入金	33,340	25,016
固定負債合計	33,340	25,016
負債合計	209,147	353,318
純資産の部		
株主資本		
資本金	504,890	751,078
資本剰余金		
資本準備金	481,340	727,528
資本剰余金合計	481,340	727,528
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	8,371	95,656
利益剰余金合計	8,371	95,656
株主資本合計	977,859	1,574,263
純資産合計	977,859	1,574,263
負債純資産合計	1,187,006	1,927,582

## 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第1四半期会計期間  
(平成29年5月31日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	1,266,971
受取手形及び売掛金	158,018
その他	57,062
貸倒引当金	6,546
流動資産合計	1,475,505
固定資産	
有形固定資産	86,944
無形固定資産	21,472
投資その他の資産	
その他	147,689
貸倒引当金	3,015
投資その他の資産合計	144,673
固定資産合計	253,091
資産合計	1,728,597
負債の部	
流動負債	
買掛金	18,286
1年内返済予定の長期借入金	9,996
未払法人税等	3,969
賞与引当金	10,454
その他	109,055
流動負債合計	151,761
固定負債	
長期借入金	12,507
固定負債合計	12,507
負債合計	164,268
純資産の部	
株主資本	
資本金	751,078
資本剰余金	727,528
利益剰余金	85,721
株主資本合計	1,564,328
純資産合計	1,564,328
負債純資産合計	1,728,597

## 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)	当事業年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)
売上高	960,386	1,379,977
売上原価	320,717	508,567
売上総利益	639,668	871,410
販売費及び一般管理費	1, 2 504,523	1, 2 687,822
営業利益	135,144	183,588
営業外収益		
受取利息	92	10
還付加算金	44	
その他	4	24
営業外収益合計	142	34
営業外費用		
支払利息	656	348
株式交付費	2,689	1,051
株式公開費用		12,209
営業外費用合計	3,345	13,608
経常利益	131,941	170,014
特別損失		
固定資産除却損	3 120	3 2,368
特別損失合計	120	2,368
税引前当期純利益	131,820	167,646
法人税、住民税及び事業税	14,041	73,797
法人税等調整額	28,854	10,179
法人税等合計	42,895	63,618
当期純利益	88,925	104,027

## 【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)		当事業年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
労務費		171,925	53.6	276,327	54.3
経費		148,792	46.4	232,239	45.7
売上原価		320,717	100.0	508,567	100.0

(注) 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
外注費	57,614	111,879
地代家賃	34,330	42,236
システム運用管理費	25,209	26,198

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、実際原価による個別原価計算であります。

## 【四半期損益計算書】

## 【第1四半期累計期間】

(単位:千円)

	当第1四半期累計期間 (自平成29年3月1日 至平成29年5月31日)
売上高	382,324
売上原価	161,125
売上総利益	221,198
販売費及び一般管理費	229,656
営業損失( )	8,458
営業外収益	
雑収入	7
営業外収益合計	7
営業外費用	
支払利息	91
営業外費用合計	91
経常損失( )	8,542
税引前四半期純損失( )	8,542
法人税、住民税及び事業税	1,448
法人税等調整額	56
法人税等合計	1,392
四半期純損失( )	9,934

## 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)

(単位:千円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当期首残高	164,633	141,083	141,083
当期変動額			
新株の発行	317,340	317,340	317,340
新株予約権の行使	22,916	22,916	22,916
当期純利益			
当期変動額合計	340,256	340,256	340,256
当期末残高	504,890	481,340	481,340

	株主資本			純資産合計
	利益剰余金		株主資本合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
	繰越利益剰余金			
当期首残高	97,296	97,296	208,420	208,420
当期変動額				
新株の発行			634,680	634,680
新株予約権の行使			45,833	45,833
当期純利益	88,925	88,925	88,925	88,925
当期変動額合計	88,925	88,925	769,439	769,439
当期末残高	8,371	8,371	977,859	977,859

当事業年度(自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)

(単位:千円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当期首残高	504,890	481,340	481,340
当期変動額			
新株の発行	150,188	150,188	150,188
新株予約権の行使	96,000	96,000	96,000
当期純利益			
当期変動額合計	246,188	246,188	246,188
当期末残高	751,078	727,528	727,528

	株主資本			純資産合計
	利益剰余金		株主資本合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
	繰越利益剰余金			
当期首残高	8,371	8,371	977,859	977,859
当期変動額				
新株の発行			300,376	300,376
新株予約権の行使			192,000	192,000
当期純利益	104,027	104,027	104,027	104,027
当期変動額合計	104,027	104,027	596,403	596,403
当期末残高	95,656	95,656	1,574,263	1,574,263



## 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)	当事業年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前当期純利益	131,820	167,646
減価償却費	18,207	39,375
貸倒引当金の増減額(は減少)	1,698	1,109
受取利息	92	10
支払利息	656	348
株式交付費	2,689	1,051
上場関連費用		12,209
固定資産除却損	120	2,368
売上債権の増減額(は増加)	47,356	22,725
仕入債務の増減額(は減少)	328	6,747
未払金の増減額(は減少)	15,540	4,702
未払費用の増減額(は減少)	7,677	15,150
その他	20,908	20,866
小計	148,144	207,105
利息の受取額	92	10
利息の支払額	656	348
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	2,629	20,916
営業活動によるキャッシュ・フロー	150,210	185,850
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	3,196	15,055
無形固定資産の取得による支出	2,996	12,560
投資有価証券の取得による支出	20,000	
敷金の差入による支出	3,404	114,719
敷金の回収による収入	40	10
その他	10	
投資活動によるキャッシュ・フロー	29,547	142,324
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入れによる収入	30,000	30,000
短期借入金の返済による支出	30,000	30,000
長期借入れによる収入	50,000	50,000
長期借入金の返済による支出	66,268	61,672
上場関連費用の支出		12,209
株式の発行による収入	631,990	299,325
新株予約権の行使による株式の発行による収入	45,833	192,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	661,556	467,444
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	782,218	510,969
現金及び現金同等物の期首残高	155,446	937,665
現金及び現金同等物の期末残高	1 937,665	1 1,448,635

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成28年4月1日以降取得の建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 6年～15年

車両運搬具 6年

工具、器具及び備品 5年～8年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(主に3年)に基づいております。

3 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

4 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

5 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクを負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

6 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の財務諸表に反映させる方法に変更しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58 - 2項(4)及び事業分離等会計基準第57 - 4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当事業年度において、財務諸表及び1株当たり情報に与える影響額はありません。

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度から適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この結果、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ1,048千円増加しております。

(表示方法の変更)

(キャッシュ・フロー計算書関係)

前事業年度において、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の「株式の発行による収入」に含めていた「新株予約権の行使による株式の発行による収入」は金額の重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度のキャッシュ・フロー計算書において、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の「株式の発行による収入」に表示していた677,824千円は、「株式の発行による収入」631,990千円、「新株予約権の行使による株式の発行による収入」45,833千円として組替えております。

## (損益計算書関係)

- 1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度9%、当事業年度8%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度91%、当事業年度92%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)	当事業年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)
広告宣伝費	26,727千円	37,381千円
役員報酬	35,745 "	57,350 "
給与手当	150,133 "	186,248 "
法定福利費	26,116 "	35,413 "
採用教育費	21,808 "	48,433 "
地代家賃	29,137 "	28,108 "
支払報酬	42,017 "	46,176 "
業務委託費	26,830 "	27,327 "

- 2 一般管理費に含まれる研究開発費の総額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)	当事業年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)
一般管理費	1,467千円	1,388千円

- 3 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)	当事業年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)
工具、器具及び備品	120千円	1,738千円
ソフトウェア		629 "
計	120千円	2,368千円

## (株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)

## 1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	14,637	7,379	-	22,016

## (変動事由の概要)

普通株式の増加の内訳は、次のとおりであります。

第三者割当増資による増加 5,289株

新株予約権の行使による増加 2,090株

## 2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

## 3 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
第1回新株予約権	普通株式	2,090	-	2,090	-	-
第2回新株予約権	普通株式	-	1,600	-	1,600	-
第3回ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	-	-	-	-	-
合計		2,090	1,600	2,090	1,600	-

(注) 1. 第1回新株予約権の減少は、新株予約権の行使によるものであります。

2. 第2回新株予約権の増加は、新株予約権の発行によるものであります。

3. 第3回ストック・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

## 4 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	22,016	2,521,984	-	2,544,000

(変動事由の概要)

普通株式の増加の内訳は、次のとおりであります。

株式分割による増加 2,179,584株

公募増資による増加 150,000株

第三者割当増資による増加 32,400株

新株予約権行使による増加 160,000株

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
第2回新株予約権	普通株式	1,600	158,400	160,000	-	-
第3回ストック・オプションとしての 新株予約権	普通株式	-	-	-	-	-
合計		1,600	158,400	160,000	-	-

(注) 1. 第2回新株予約権の増加は、平成28年7月30日付の株式分割(1株につき100株)によるものであります。

2. 第2回新株予約権の減少は、新株予約権の行使によるものであります。

3. 第3回ストック・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

- 1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)	当事業年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)
現金及び預金	937,665千円	1,448,635千円
現金及び現金同等物	937,665千円	1,448,635千円

## (金融商品関係)

## 1 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金計画に基づき、必要な資金を調達しております。資金運用については、短期的な預金等に限定し、デリバティブ取引は行わない方針であります。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、非上場の株式であり、発行体の信用リスクに晒されております。

敷金は、本社オフィス等の賃貸借契約に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金及び未払費用は3ヶ月以内の支払期日であります。

借入金には主に運転資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で5年後であります。

## (3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、社内規程に従い、取引先の状況を定期的に確認し、取引相手先ごとに財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部門からの報告に基づき担当部門が適時に資金計画を作成及び更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

## (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因に織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)を参照ください。)

前事業年度(平成28年2月29日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	937,665	937,665	
(2) 受取手形	32,498	32,498	
(3) 売掛金 ( 1 )	104,406	104,406	
資産計	1,074,570	1,074,570	
(1) 買掛金	8,149	8,149	
(2) 未払金	42,166	42,166	
(3) 未払費用	34,479	34,479	
(4) 長期借入金 ( 2 )	53,344	53,394	50
負債計	138,138	138,188	50

( 1 ) 売掛金については、対応する貸倒引当金を控除しております。

( 2 ) 長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金を含めております。



当事業年度(平成29年2月28日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,448,635	1,448,635	
(2) 受取手形( 1 )	17,013	17,013	
(3) 売掛金( 1 )	143,198	143,198	
資産計	1,608,847	1,608,847	
(1) 買掛金	14,896	14,896	
(2) 未払金	128,845	128,845	
(3) 未払費用	49,629	49,629	
(4) 長期借入金( 2 )	41,672	41,674	2
負債計	235,043	235,045	2

( 1 ) 受取手形、売掛金については、対応する貸倒引当金を控除しております。

( 2 ) 長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

#### 資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

#### 負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金合計額を、同様な新規借入等を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	平成28年2月29日	平成29年2月28日
投資有価証券( 1 )	20,000	20,000
敷金( 2 )	29,398	136,388

( 1 ) 投資有価証券については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

( 2 ) 敷金については、市場価格がなく、入居から退去までの実質的な預託期間を算定することは困難であることから、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

## (注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度(平成28年2月29日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	937,665			
受取手形	32,498			
売掛金	106,995			
合計	1,077,159			

当事業年度(平成29年2月28日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,448,635			
受取手形	17,347			
売掛金	146,680			
合計	1,612,663			

## (注4) 長期借入金の決算日後の返済予定額

前事業年度(平成28年2月29日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	20,004	9,996	9,996	9,996	3,352	
合計	20,004	9,996	9,996	9,996	3,352	

当事業年度(平成29年2月28日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	16,656	16,656	8,360			
合計	16,656	16,656	8,360			

## (有価証券関係)

前事業年度(自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)

その他有価証券

非上場株式(貸借対照表計上額20,000千円)については、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載を省略しております。

当事業年度(自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)

その他有価証券

非上場株式(貸借対照表計上額20,000千円)については、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載を省略しております。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

決議年月日	平成28年2月15日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役3 当社従業員24
株式の種類及び付与数(株)	普通株式58,500
付与日	平成28年2月29日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象期間の定めはありません。
権利行使期間	平成30年3月1日～平成38年2月14日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、平成28年7月30日付株式分割(1株につき100株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

スtock・オプションの数

決議年月日	平成28年2月15日
権利確定前(株)	
前事業年度末	58,500
付与	-
失効	1,500
権利確定	-
未確定残	57,000
権利確定後(株)	-
前事業年度末	-
権利確定	-
権利行使	-
失効	-
未行使残	-

(注) 平成28年7月30日付株式分割(1株につき100株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

決議年月日	平成28年2月15日
権利行使価格(円)	1,200
行使時平均株価(円)	-
付与日における公正な評価単価(円)	-

(注) 平成28年7月30日付株式分割(1株につき100株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

3. 当事業年度に付与されたスtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当事業年度に付与されたスtock・オプションはありません。

## 4. ストック・オプションの権利確定数の見積り方法

将来の失効数の合理的な見積り方は困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

## 5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額	千円
(2) 当事業年度において権利行使された本源的価値の合計額	千円

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成28年2月29日)	当事業年度 (平成29年2月28日)
繰延税金資産		
未払事業税	1,609千円	5,489千円
未払賞与	3,494 "	5,823 "
貸倒引当金	1,663 "	2,003 "
減価償却超過額	9,862 "	7,976 "
敷金償却	2,021 "	4,221 "
その他	3,585 "	3,924 "
繰延税金資産小計	22,235千円	29,440千円
評価性引当額	10,875 "	7,901 "
繰延税金資産合計	11,360千円	21,539千円

## (表示方法の変更)

前事業年度において、「その他」に含めて表示していた「敷金償却」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の注記の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の「その他」に含めて表示していた2,021千円は、「敷金償却」として表示の組替えを行っております。

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成28年2月29日)	当事業年度 (平成29年2月28日)
法定実効税率	35.6%	33.1%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.3%	2.5%
住民税均等割	0.8%	3.5%
評価性引当額増減	7.7%	1.8%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.7%	0.9%
その他	0.8%	0.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.5%	37.9%

## 3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に、また、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」（平成28年法律第85号）及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」（平成28年法律第86号）が平成28年11月18日に国会で成立したことに伴い、繰延税金資産の計算に使用する法定実効税率は従来の32.3%から平成29年3月1日に開始する事業年度及び平成30年3月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.9%に、平成31年3月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.6%になっております。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社はソーシャルリスク事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)

1 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	ソーシャルリスク コンサルティング サービス	ソーシャルリスク モニタリング サービス	その他	合計
外部顧客への売上高	652,998	290,308	17,079	960,386

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当事業年度(自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)

1 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	ソーシャルリスク コンサルティング サービス	ソーシャルリスク モニタリング サービス	その他	合計
外部顧客への売上高	894,714	464,138	21,124	1,379,977

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度(自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度(自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)

該当事項はありません。

## 【関連当事者情報】

前事業年度(自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)

## 1 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
役員	菅原 貴弘	-	-	代表取締役 社長	(被所有) 直接33.5 間接 4.3	債務 被保証	当社銀行借入に 対する債務被保証 1	53,344	-	-
							当社不動産賃貸借 契約の債務被保証 2	38,561	-	-
役員が 議決権 の過半 数を所 有して いる会 社等	(株)TSパ ートナ ーズ (注)3	東京都 港区	6,000	資産管理	(被所有) 直接 4.3	役員 の 兼任	新株予約権 の行使 3	15,131	-	-
							増資の引受 4	99,960	-	-

(注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

## 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 銀行借入に対する債務被保証の取引金額は、期末借入金残高を記載しております。なお、保証料等の支払いは行っておりません。
  - 不動産賃貸借契約の債務被保証の取引金額は、年間賃借料を記載しております。なお、保証料等の支払いは行っておりません。
  - 平成26年1月31日の臨時株主総会決議に基づき付与された、第1回新株予約権の行使であります。
  - 当社が行った第三者割当増資を1株120,000円で引き受けたものであります。
3. (株)TSパートナーズは、当社役員の菅原貴弘が議決権の100%を直接保有しております。

## 2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)

## 1 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
役員が 議決権 の過半 数を所 有して いる会 社等	(株)TSパ ートナ ーズ (注)3	東京都 港区	6,000	資産管理	(被所有) 直接 9.9	役員 の 兼任	新株予約権 の行使	192,000	-	-

(注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

## 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 平成27年8月24日の臨時株主総会決議に基づき付与された、第2回新株予約権の行使であります。
- (株)TSパートナーズは、当社役員の菅原貴弘が議決権の100%を直接保有しております。



- 2 親会社又は重要な関連会社に関する注記  
該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)	当事業年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)
1株当たり純資産額	444.16円	618.81円
1株当たり当期純利益金額	47.92円	46.26円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	円	42.86円

- (注) 1. 前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株は非上場であったため期中平均株価を把握できませんので記載しておりません。
2. 当社は平成28年7月30日付で普通株式1株を100株にする株式分割を行ったため、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。
3. 当社は平成28年11月29日に東京証券取引所マザーズ市場に上場したため、当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、新規上場日から当事業年度末までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
4. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)	当事業年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益金額(千円)	88,925	104,027
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る当期純利益金額(千円)	88,925	104,027
普通株式の期中平均株式数(株)	1,855,785	2,248,741
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(千円)		
普通株式増加数(株)		178,372
(うち新株予約権(株))		178,372
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	新株予約権2種類(新株予約権の数2,185個)	

5. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (平成28年2月29日)	当事業年度 (平成29年2月28日)
純資産の部の合計額(千円)	977,859	1,574,263
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	-	
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	977,859	1,574,263
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	2,201,600	2,544,000

## (重要な後発事象)

## 株式分割

当社は、平成29年4月12日開催の取締役会において、株式分割について次のとおり決議いたしました。

## 1. 株式分割の目的

当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げるにより、当社株式の流動性向上と投資家の皆様により投資しやすい環境を整えることで投資家層の拡大を図ることを目的としております。

## 2. 株式分割の概要

## (1) 分割の方法

平成29年5月31日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式1株につき、2株の割合をもって分割いたします。

## (2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	2,544,000株
今回の分割により増加する株式数	2,544,000株
株式分割後の発行済株式総数	5,088,000株
株式分割後の発行可能株式総数	17,600,000株

## (3) 分割の日程

基準日公告日	平成29年5月1日
基準日	平成29年5月31日
効力発生日	平成29年6月1日

## 3. 前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定した場合における(1株当たり情報)の各数値は次のとおりです。

	前事業年度 (自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)	当事業年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)
1株当たり純資産額	222.08円	309.41円
1株当たり当期純利益金額	23.96円	23.13円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	円	21.43円

## 4. 新株予約権行使価額の調整

株式分割に伴い、当社発行の新株予約権の行使価額を平成29年6月1日以降、以下のとおり調整いたします。

新株予約権の名称	調整前権利行使価額	調整後権利行使価額
第3回新株予約権 (平成28年2月15日取締役会決議)	1,200円	600円

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当第1四半期会計期間から適用しております。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	当第1四半期累計期間 (自 平成29年3月1日 至 平成29年5月31日)
減価償却費	7,817千円

(株主資本等関係)

当第1四半期累計期間(自 平成29年3月1日 至 平成29年5月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、ソーシャルリスク事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第1四半期累計期間 (自 平成29年3月1日 至 平成29年5月31日)
(1) 1株当たり四半期純損失金額	1円95銭
(算定上の基礎)	
四半期純損失金額(千円)	9,934
普通株主に帰属しない金額(千円)	
普通株式に係る四半期純損失金額(千円)	9,934
普通株式の期中平均株式数(株)	5,088,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

2. 当社は平成29年6月1日付で普通株式1株を2株にする株式分割を行ったため、当該株式分割が当事業年度の期首に行われたと仮定して、1株当たり四半期純損失金額を算定しております。

(重要な後発事象)

株式分割

当社は、平成29年4月12日開催の取締役会決議に基づき、平成29年6月1日付で、以下のとおり株式分割を実施いたしました。

1. 株式分割の目的

当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げることにより、当社株式の流動性向上と投資家の皆様により投資しやすい環境を整えることで投資家層の拡大を図ることを目的としております。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成29年5月31日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式1株につき、2株の割合をもって分割いたしました。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	2,544,000株
今回の分割により増加する株式数	2,544,000株
株式分割後の発行済株式総数	5,088,000株
株式分割後の発行可能株式総数	17,600,000株

(3) 株式分割の効力発生日

平成29年6月1日

3. 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割による影響については、(1株当たり情報)に記載しております。

4. 新株予約権行使価額の調整

株式分割に伴い、当社発行の新株予約権の行使価額を平成29年6月1日以降、以下のとおり調整いたしました。

新株予約権の名称	調整前権利行使価額	調整後権利行使価額
第3回新株予約権 (平成28年2月15日取締役会決議)	1,200円	600円

【附属明細表】（平成29年2月28日現在）

## 【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高(千円)
有形固定資産							
建物附属設備	27,110	75,807	26,615	76,302	1,162	17,661	75,140
車両運搬具	-	4,607	-	4,607	1,534	1,534	3,073
工具、器具及び備品	8,341	13,289	5,222	16,408	3,019	2,137	13,389
有形固定資産計	35,452	93,704	31,838	97,318	5,716	21,334	91,602
無形固定資産							
ソフトウェア	31,478	15,887	1,427	45,937	27,890	10,438	18,047
その他	59	-	-	59	-	-	59
無形固定資産計	31,538	15,887	1,427	45,997	27,890	10,438	18,106
長期前払費用	4,275	3,149	1,863	5,561	-	-	5,561

（注）1．「建物附属設備」の当期増加額は、本社移転に伴う資産の取得によるものであります。

2．「建物附属設備」の当期減少額は、本社移転に伴う資産の除却によるものであります。

## 【社債明細表】

該当事項はありません。

## 【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	20,004	16,656	0.76	
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	33,340	25,016	0.76	平成31年8月31日
合計	53,344	41,672		

- (注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。  
2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)の貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	16,656	8,360		

## 【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	5,384	1,229	42	77	6,493

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、債権回収による取崩額であります。

## 【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

## (2) 【主な資産及び負債の内容】(平成29年2月28日現在)

## 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	184
預金	
普通預金	1,448,451
合計	1,448,635

## 受取手形

## 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
(株)電通パブリックリレーションズ	9,246
日本事務機器(株)	6,531
(株)電通	1,568
合計	17,347

## 期日別内訳

期日	金額(千円)
平成29年3月満期	10,338
4月満期	4,243
5月満期	1,711
6月満期	1,054
合計	17,347



## 売掛金

## 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
(株)不二ビューティ	6,646
学校法人都築学園	5,022
(株)デンソー	2,538
SOMPOリスケアマネジメント(株)	2,116
(株)ビデオリサーチ	1,944
その他	128,413
合計	146,680

## 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高(千円)	当期発生高(千円)	当期回収高(千円)	当期末残高(千円)	回収率(%)	滞留期間(日) $\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	
106,995	1,490,376	1,450,691	146,680	90.8	31.1

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

## 敷金

相手先	金額(千円)
三井不動産(株)	113,751
東光電気工事(株)	20,259
平和不動産(株)	1,282
その他	1,094
合計	136,388

## 買掛金

相手先	金額(千円)
(株)エフェクチュアル	2,884
(株)エストリンクス	2,639
(株)ラベンダーマーケティング	1,857
(株)ジーニクス	1,265
(株)Faber Company	1,011
その他	5,237
合計	14,896

## 未払金

相手先	金額(千円)
三井デザインテック(株)	54,043
(株)PLUG-IN	15,714
(株)イトーキ	6,873
日本コムシス(株)	6,508
(株)カルティベートストーリーズ	6,480
その他	39,227
合計	128,845

## (3) 【その他】

## 最近事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高 (千円)		661,878	1,004,646	1,379,977
税引前四半期(当期)純利益金額 (千円)		114,234	129,346	167,646
四半期(当期)純利益金額 (千円)		71,448	81,176	104,027
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)		32.45	36.84	46.26

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額 (円)		12.61	4.41	9.57

- (注) 1. 当社は、平成28年11月29日付で東京証券取引所マザーズに上場いたしましたので、第1四半期及び第2四半期の四半期報告書は提出しておりませんが、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期会計期間及び第2四半期累計期間の四半期財務諸表について、三優監査法人により四半期レビューを受けております。
2. 当社は、平成28年7月30日付で普通株式1株を100株にする株式分割を行ったため、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期(当期)純利益金額を算定しております。

## 第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年3月1日から翌年2月末日まで
定時株主総会	毎事業年度末日から3ヶ月以内
基準日	毎年2月末日
剰余金の配当の基準日	毎年8月31日、毎年2月末日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区神田錦町三丁目11番地 東京証券代行株式会社 本店
株主名簿管理人	東京都千代田区神田錦町三丁目11番地 東京証券代行株式会社
取次所	
買取手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。 公告掲載URL <a href="https://eltes.co.jp/">https://eltes.co.jp/</a>
株主に対する特典	該当事項はありません

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することが出来ない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

## 第7 【提出会社の参考情報】

### 1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

### 2 【その他の参考情報】

最近事業年度の開始日から有価証券届出書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

#### (1) 有価証券届出書及びその添付書類

有償一般募集増資(ブックビルディング方式による募集)及び株式売出し(ブックビルディング方式による売出し)  
平成28年10月24日関東財務局長に提出。

#### (2) 有価証券届出書の訂正届出書

上記(1)に係る訂正届出書を平成28年11月9日及び平成28年11月18日関東財務局長に提出。

#### (3) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

第6期(自平成28年3月1日至平成29年2月28日)平成29年5月26日関東財務局長に提出

#### (4) 内部統制報告書

平成29年5月26日関東財務局長に提出

#### (5) 四半期報告書、四半期報告書の確認書

第6期第3四半期(自平成28年9月1日至平成28年11月30日)平成29年1月12日関東財務局長に提出。

第7期第1四半期(自平成29年3月1日至平成29年5月31日)平成29年7月11日関東財務局長に提出。

#### (6) 臨時報告書

平成29年5月16日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号(主要株主の異動)に基づく臨時報告書であります。

平成29年5月26日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)に基づく臨時報告書であります。

### 第三部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

#### 第四部 【特別情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書

平成29年5月26日

株式会社エルテス  
取締役会 御中

### 三優監査法人

代表社員 業務執行社員	公認会計士	杉	田	純
代表社員 業務執行社員	公認会計士	岩	田	亘 人
業務執行社員	公認会計士	井	上	道 明

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エルテスの平成28年3月1日から平成29年2月28日までの第6期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エルテスの平成29年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。



## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成29年7月10日

株式会社エルテス  
取締役会 御中

### 三優監査法人

代表社員 業務執行社員	公認会計士	杉	田	純
代表社員 業務執行社員	公認会計士	岩	田	亘 人
業務執行社員	公認会計士	井	上	道 明

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社エルテスの平成29年3月1日から平成30年2月28日までの第7期事業年度の第1四半期会計期間(平成29年3月1日から平成29年5月31日まで)及び第1四半期累計期間(平成29年3月1日から平成29年5月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社エルテスの平成29年5月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。